

令和2年 第8回 安芸太田町議会定例会会議録

令和2年9月9日

招集年月日	令和 2 年 9 月 4 日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開 会	令和2年9月4日午前10時30分			議 長	矢立 孝彦
	閉 会	令和2年 月 日午後 時 分			議 長	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	1	大 江 厚 子	○	7	佐々木 道則	○
	2	田 島 清	○	8	角 田 伸 一	○
	3	平 岡 昭 洋	○	9	佐々木美知夫	○
	4	富 永 豊	○	10	吉 見 茂	○
	5	末 田 健 治	○	11	中 本 正 廣	○
	6	津 田 宏	○	12	矢 立 孝 彦	○
会議録署名議員	4番	富 永 豊		5番	末 田 健 治	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書 記	小 田 和 子	
地方自治法第 121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 野 直 敏		病院事業管理者	—	
	総 務 課 長	長 尾 航 治		商工観光課長	片 山 豊 和	
	総務課主幹	三 井 剛		税 務 課 長	沖 野 貴 宣	
	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	栗 栖 香 織		住民生活課長	上 手 佳 也	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	児 玉 斉		児童育成課長	園 田 哲 也	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	梅 田 幹 二		衛生対策室長	田 中 博 敏	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		学校教育課長	児 玉 裕 子	
	企 画 課 主 幹	武 藤 克 巳		生涯学習課長	金 升 龍 也	
	地 域 づ くり 課 長	瀬 川 善 博		福 祉 課 長 兼 健康づくり課長	伊 賀 真 一	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		安芸太田病院 事務長	菅 田 裕 二	
	産 業 振 興 課 長	栗 栖 浩 司		—	—	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和2年9月9日

	一般質問
--	------

令和2年第8回 安芸太田町議会定例会

議 事 日 程 (第3号)

令和2年9月9日

日程	議案等番号	件 名
第1		一般質問

令和2年第8回定例会
(令和2年9月9日)
(開会 午前10時00分)

○矢立孝彦議長

あらためまして、おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○矢立孝彦議長

日程第1、一般質問を行います。昨日に引き続き、一般質問を続けます。通告にしたがって、順次発言を許します。1番、大江厚子議員。

○大江厚子議員

おはようございます。1番大江です。よろしくお願いたします。はじめに一言述べたいと思います。現在、広島県の市、町、政界が当時者となった河井買収事件の裁判が進んでいます。時の中央集権と自治体の歪んだ関係が如実に現れた事件と思います。あらためて、我々政治に携わるものは、この事件を自らの問題と捉え、この大規模買収事件がなぜ起きたのか、率先して明らかにしていく義務があると考えます。では、次に地方自治について、これは質問ではありませんが前回に引き続き、私の考えを述べて質問に入らせていただきます。全国町村会議議長会が編集した議員必携、これは私たち議員が全員持っているものですが、その本の中で次のような内容が述べられています。「戦後憲法に初めて地方自治が明文化されました。地方自治体の自主性と自立性が強化されたということです。まず地方自治の本質的要素は地域住民の政治参加、その権利の保障です。そしてそれを果たすためには国から独立した自治体が地方公共団体が、その判断と責任で行う団体自治が必要です。首長、くび長、議会もそれぞれの権限に基づいて役割を果たすのであるが、その根底には共に住民の福祉向上という共通の最大な目的がある。」とあります。この本は1954年、昭和29年に初版が発行されています。国の政治体制から脱却し、真の地方自治の在り方を示そうとする当時の議会の意欲、姿勢が伝わってきます。中央政府と地方自治体の権力の分権は重要です。国の政治方針が住民の不利益になるとき、自治体の政治は国に対し反対すべきであり、それをあきらめてはならない、簡単に受容してはならないと考えます。なぜ私が今回質問に入る前に、また再度この地方自治について述べたかと言いますと、今回私が行います質問の3項目ありますが、その質問のすべてに、住民や関係者の方々から、地方自治体、それは行政と議会、両方に関してですが、の地方自治体の在り方を問われたからです。住民の命や健康や暮らしを守ること、本来それをこそやるべきではないか。住民の声を大切にしてほしい、社会福祉を後退させないでほしい等を必死な声でした。全ての問題の基本に自治体のゆるがない地方自治の原則が問われていると思います。

質問に入ります。まず風力発電、仮称、広島西ウインドファーム事業計画についてです。これは昨日も各議員が質問されました。重複することもあるかもしれませんがお願いいたします。この広島西ウインドファーム事業計画は広島市佐伯区湯来町、廿日市市吉和地区、そしてこの安芸太田町にまたがる、なんと2,600ヘクタールの広大な森林地帯に高さ150mもの、これは広島にある高いホテルに相当するようですが、150mの巨大風車を36基集中して建設するという大規模風力発電所です。この計画について、6月の定例議会で突然説明がありました。そして27日、新聞、中国新聞等で報道されました。しかし、環境評価計画段階環境配慮書は、縦覧は既に6月23日には始まっていました。そして広報安芸太田に掲載されたのは7月6日の発行号です。この計画は1町2市にまたがり、国内最大級の風力発電となるようです。これほど大きな計画が、しかも、住民の健康や生活、自然環境に多大な影響があると、国内外で問題になっている風力発電計画が大方の住民が知らないまま進んでいることに大きな疑念を抱いています。

質問に入ります。1、この計画について本町へ電源開発株式会社Jパワーが関わり始めてからのこれまでの経過について、簡潔にお願いします。2、町はこの計画の影響、問題点をどのように考え、これまでどのような調査、研究をしてきましたか。3、当計画がこのまま事業所主導で進むことに大きな危惧を抱いています。計画について住民自ら学習したり、意見書をまとめたり、町長に面談したりといった活動がこれまでになされてきました。こうした住民の必死の声、行動に町はどう応えますか。3、町

長の最終的判断を、つまり意見書を出すことになる、あるいは意見を表明することになると思いますが、その最終的判断はどの時点で行いますか、今後の手続き等についてはどのようになっていますか。以上4点質問いたします。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

みなさんおはようございます。本日もよろしくお願いたします。大江議員のほうから、まず風力発電の関係についてご質問いただきました。一つ目のこれまでの経緯について、これは担当課長のほうからお話をさせて頂きたいと思っております。その上でこの計画についてですね、町としてどう考えているのか、あるいはどのような調査研究をしているのかということについてご質問いただきました。昨日からもお話をさせて頂いておられますとおり、特に今地球温暖化の防止等々の観点からですね、自然エネルギーの重要性については、私としても認識をしてつもりでございます。その意味ではですね、望ましいものであるとは思いますが、大規模な土地の改変、あるいは安芸太田町のかげがえのない自然環境やまた近隣住民の穏やかな生活環境等にですね、大きな影響を与える可能性がある、それを強く懸念をしているところではございます。そういった意味でまずは町としては、そういう不安を解消するために事業者のほうからですね、まずはしっかりと町民の皆さんにご説明をしていただく、いう事を求めていくということが肝要かと思っております。また環境影響の観点からはですね、環境影響評価法に基づいて、当町としての意見を述べていくということを考えているところでもあります。その上で、これも昨日から議員の皆さんからもご指摘をいただいております、私自身は自然を活かした町づくりをいうことを、念頭に施策を進めていきたいというふうに考えておまして、その私が考えております自然を活かした町づくりについてですね、もともとこの本計画というのは当初から構想として入ってなかったものでございますので、とは言いながらもクリーンなエネルギー源をこの当町に造っていただくということは、ある意味ありがたいご提案でもあるかなという思いもあるものですから、あらためてですね、ある意味予断を持って対応することなく、しっかりと町としてメリット、デメリットを判断させていただきながら今後検討していきたいと思っております。また調査、研究ということでございますけど、こちらについてはですね、我々独自で、どこまでその調査、研究をするのかということについては、昨日も議員の皆さんからもご指摘いただきましたけれども、なかなか難しいと言いますか、どこまで調査研究を独自でできるのかということについては、今後いろいろと我々としても勉強させていただきたいというふうに思っております。環境影響評価法の関係ではですね、まずは事業者がしっかりと自分で調査研究を行い、それをしっかりと説明するという事になりますので、まずはそのことについて、我々としてもしっかりとお聞きをした上で判断をしていきたいと、場合によっては、我々としても何らか、独自の調査研究を進めていく場面もあろうかと思っておりますけれども、今の段階ではですね、まずお話を聞きするという立場かと思っております。ただもう一つ付け加えさせていただきますと、その環境影響について、事業者独自で進めていかれることについては、私も実は若干疑念を持っております、と言いますのは、環境影響評価の配慮書の縦覧手続きがございました。これについて町として意見を申し述べさせていただきましたが、私としては少し、事業者にとっては厳しめに意見を申し述べさせていただいたつもりでございます、と言いますのがですね、配慮書というのは元々、これから具体的な計画を進めていくにあたって、どういう部分について、具体的にですね、環境の中でも、どういう問題についてこれから配慮していきますというのをあらかじめ調べられた、そういう趣旨のものであると思っておりますが、確かにそういった意味はですね、いろんな点について詳細にこういう事について注意しなければならないということは並べられていたんですけれども、その影響、評価についてはですね、文章の中には、事業による重大な影響は、回避または軽減できるものと評価できるということがあらかじめ書いてありました。これからそういった意味では調査、評価をするべきであるはずであるにも関わらず、あらかじめこのような評価をされているというのは、はたして本気ではですね、調査、評価をされる思いがあるんだろうかと、かえってそういった評価を、具体的に調査、評価をされる前にですね、申し述べられるのは、配慮書への信頼性も損なわれますし、そういう意味では全体的に環境影響評価そのものについての事業者の評価についても、疑念が持たれてしまいかねないような表現であるなという思いを持ったものですから、そういった意味で、意見書としては、そのことについてしっかりと、指摘をさせていただいたつもりでございます。あらためて、これから事業者がそういった環境影響評価されるわけでございますので、我々としてもしっかりと評価をしていきたいと思っておりますし、昨日議員の方からもご指摘ございました。我々としてもですね、ある意味主体性を持ってしっかりとそういった部分では判断に

取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

失礼しました途中でございました。続きまして、住民自ら活動されてるということ、住民の声にどう応えていくかということについてのご指摘ございました。ご指摘のようにですね、町としてもいろいろな方から町内外を問わずですね、多数問い合わせをいただいております。関心が高いということであらためて感じております。これから事業者による住民説明会も順次行われていくと聞いておりますので、まずはその時に、事業者にはしっかりと真摯に向き合っていただきたいということは既に要望としてお願いをしているところでございます。そういった部分について、我々もですね、またその住民説明会のほうには参加をさせていただきながら、その場での説明、あるいは町民の皆さまの、反応、そういったことも見させていただきながらその上ですね、今後、町としてどういう形で臨んでいくのか、場合によってはもちろん、我々独自としても、町としての意見を考える上での意見交換会というのは開く必要もあろうかなと思っておりますが、順次対応していきたいというふうに思っております。その上で最終判断をどの時点で出すかというご質問ございました。その意味ではまだまだ我々としても情報を収集している最中でございます。実際に事業者の具体的な計画もこれからまとめられるということでございます。大体規模感は出てるんですけども、具体的にどの場所に何基設置するのか、あるいはどういう路線をこれから引いていくのかということはこれからでございますので、そういったものも出てきた上で、あるいは私自身としてもメリット、デメリットを十分判断するに足る材料が出てきた段階でですね、あらためてしっかりと判断をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。失礼しました。

○矢立孝彦議長

住民生活課、上手課長。

○上手佳也住民生活課長

私のほうからこの計画の経緯についてご答弁をさせていただきます。まずこの事業でございますが、事業者によりますと、昨年の令和元年夏頃から11月にかけて、本計画地域での風況観測棟の設置が行われ、年間のうち最も好風況が期待できます冬季の風況観測が完了しました今年3月頃の時点におきまして、一定の好風況が確認できたことから事業の検討に着手するべく、環境影響評価法に定める環境配慮書手続きの実施を決定したというふうに聞いております。これは緊急事態宣言解除後、面会をしまして聞き取った内容でございます。町がこの計画を承知しましたのが、これまでも答弁をさせていただいておりますが、今年4月14日でございます。面会の申し入れがあったんですけども、コロナの影響で面会のほうはお断りをしまして電子メールで資料提供を受けているところでございます。その後5月上旬に縦覧前の環境影響評価配慮書の案を送付を受けております。そして6月12日に事業者と面会をし、事業概要説明と配慮書縦覧への協力の依頼を正式に受けております。そして環境影響評価配慮書の縦覧でございますが、6月23日から7月22日の1か月間行われております。この件につきましては、事業者が新聞紙面を使って広告を行ったり、ホームページでお知らせをしているところでございますが、町としましては、ホームページへの掲載と広報誌7月号、こちらのほうに掲載をしております。少しちょっと遅れたという反省はございます。今後、広く早めにですね、周知のほうはさせていただきたいというふうに思っております。そして7月22日付けで配慮書に対する意見書を広島県知事のほうに提出をしております。直近の動向でございますが、計画段階環境配慮書に対する環境大臣の意見ということで、免許を行います経済産業大臣のほうにですね、意見書が9月4日付けで提出をされているという状況でございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

大江議員。

○大江厚子議員

まず経緯からですけど、今もれてる、もれてるというか、行政が直接関わってないのでそうかもしれませんが、総務常任委員会で7月17日にJパワーとの説明会を行いました。その際にJパワーからは、今年6月に関係自治会、下田吹、上田吹、那須、打梨、吉和郷、筒賀の坂原、本郷、三谷の自治会へは自治会長へは説明に行ったというふうに聞いています。それから中国電力との協議も始めているということで、地権者とのね、話し合いも、筒賀自治振興会がそうだと思うんですが、始まっていると思っております。で、今地権者のことですが、その総務常任委員会との説明会の中では、国有林、筒賀財産区はも

ちろんですけど、国有林と個人の山林も入っているというふうには聞いているんですが、それはどうなのか、あとで、またご回答お願いします。それで今町長は影響や問題点はこれから事業者が具体的な計画を出した時点で、また具体的な問題点も明らかになるというふうには言われています。そのうえで土地の改変とか、環境が変わる、穏やかな生活が乱されるんじゃないかということも言われていますが、私も実はクリーンエネルギー、風力発電は、原発や火力発電に代わるものとして、いいもんというふうに、この計画が当事者のこの町に降ってかかるまでは思っていたほうなんです、あらためていろんな会が学習会をされたりするのを勉強に行ったりとか、弥栄へ自然を守る会の人のお話を聞きに行ったりとかして、本を読んだり、インターネットで調べたりしていますと、そんなに良いものではないというか、むしろ私たちにとっては悪影響を与えるものだというふうに、段々確信を持ってきました。私は数多くの影響があると思いますが、私の中では次の5点が本当に重要なことだというふうに思っています。騒音、とりわけ低周波音による健康被害です。このことは安芸太田町や広島市、廿日市の、県知事もですけど、自治体の中の意見書の中には明記されてはいますが、低周波音による健康被害についても。環境大臣の意見書には単に騒音の問題としか述べられていません。つまり、低周波音による健康被害についての各自治体長の意見は無視されています。しかし電力発電が、近年風車が巨大化し、それこそファーム化することによって、この低周波音による健康被害を訴える人が各地で続出しています。加えてその健康被害者たちに対し事業者やその事業を認めた国、県、市、町、村が責任を認めようとせず、ほとんど全てが救済されないままです。低周波音被害について、医学的な研究、調査と十分な規制基準を国に求める意見書を2013年、平成25年12月、日本弁護士連合会が出しています。しかし国は基準を変えることなく、先ほどのように環境大臣の意見のように、風力発電における低周波音による健康被害についてはないことにしてるんですね、ほんとに国がないことにしているけど、実際に被害者は出ていて、そのことを各、直接判断を下す自治体の長はね、やっぱり重大に考えるべきだと思います。それから2番目、土砂災害、洪水についてです。工事に伴う影響はもちろんのこと、150mの高さの風車を建てるのですから、地下の基礎部分は何m、何十m、十数mになるかもしれませんが、相当の深さを掘削します。水脈はずたずたにされます。また尾根をしっかり守ってきた木々は相当数倒されます。この影響で思わぬ谷が崩れたり、水が濁り、大水が出たりするようになるというふうには言われています。被害は、それぞれの土砂災害とかの被害は、よほど風力発電設置と因果関係が証明されない限り事業者の責任は問われず、結局自治体が復旧工事を担うこととなります。自治体からお金をかさざるを得ないということとなります。3番、事業者の説明では、風車は耐用年数は20年から25年と言っていますが、その後の撤去には、多額の、あれほどのものですから、多額の費用がかかりますが、事業者が責任を持って現状を回復するのは大いに疑問が残ります。ましてや、その間失われた生態系は短期間では回復しないというふうに思います。失われたものは甚大であると考えます。4番、ここはほんとに、私は、ああ、そうだったのかと思いましたけど、風力発電は二酸化炭素の排出防止に役立つと言われています。しかし風力発電は風次第です。風が弱すぎると、当然のように風車は回りません。逆に台風時のように風速25mを超える風が吹くと自動的に停止します。また故障や破損も多くあります。そのため、バックアップ用として火力発電が不可欠となり、火力発電の削減には繋がっていません。風力発電は二酸化炭素の削減には繋がらないというふうには言われています。と言うか、繋がっていません。またこの計画の設置予定地には民家がつぎのようにあります。配慮書からですが、安芸太田町のことだけ言います。安芸太田町はゼロから0.5km以内は0ですが、1km以内は61件、1.5km以内は217件、2キロメートル以内は87件、合計365件の民家があります。また私が地図上で戸河内小学校、幼稚園から風車建設予定地の直線距離を地図上でさして測りましたが、戸河内地域の当計画の最北端の部分からは約5km、中央部分からでも約10km未満でした。筒賀小学校、保育所、安芸太田中学校も最北端部分からは、それぞれ6キロ未満、中央部分からは約10キロでした。この低周波音は5キロ範囲でも影響があるとの報告もあります。現に私が聞いたところ、弥栄や他の風力発電設置地域では、5キロ離れていても、低周波音で健康被害が出ている事例があります。単に距離の問題ではありません。地形や本人の低周波音に対する感受性の違いもあります。一概に2キロ以上であればいいとかいう問題ではないというふうに考えます。また、これまでの住民の意見とか、これに対する住民の声、行動に対して、町はどう応えるのかについてです。これからしっかり業者に説明をしていただき、その場に行政も加わり、意見交換をしていきたいという答えでしたが、行政が判断を下すにあたって、町長や行政の意見のみでなく、検討委員会を立ち上げてこそ、検討委員会を立ち上げて、そこで検討、審議すべきではないでしょうか。浜田市は浜田環境審議会では検討されています。また水源の保護のためには、そのことに限らずですけど、あらゆることは当然ながら法律、条令によって判断されます。浜田環境審議会では水源保護の

ために条例の制定も目指すというふうに使われています。またこの計画は1町2市にまたがります。どこかの地域の風車を削減してその他の地域にその部分を増設するようなことがあってはなりません。広島市、廿日市市と連携をとって行く予定はありますでしょうか。それから町長の最終的判断をどの時点で出すのかということですが、私は後でも述べますが、これに対しては断固反対ですので、できればそういう立場から私の意見を聞いていただきたいと思いますが、具体的に方法書、準備書、評価書もいくとほんとに遅いんですね、事業者はどんどん進めてきます。ですから、早く、早くに審議し判断を出してほしいというふうに思っています。その上で今回、町がホームページで出されている、これからのプロセスについて、事業側のプロセスについてですが、方法書や準備書がおそらく後倒しに、ちょっと遅れていると思うんですね、そして、最後の環境評価の評価書については、約1年ぐらい遅れている、当初の計画より遅れているのではないかと思います、それは、どうしてそのような遅れが生じているのか、何のかを聞いておられればそれをお願いいたします。以上、2番目の質問は以上です。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

続きまして、いくつかご質問をいただきました。まず地権者の件からお答えさせていただきます。県境と言いますか、市町村境を中心に3ヶ所ほど考えておられるようでございますが、その中で安芸太田町の、安芸太田町内に関する計画地というのは全て町の財産区の土地になります。その上で国有林ですとか、私有林というのは、それ以外の、例えば広島市側、吉和の側の地域ですとか、そういったところが国有林であったり、あるいは私有林ということで聞いております。その上で風力発電設置にあたってのいくつかの懸念をご教示いただきました。私自身も今おっしゃったような5点ほどについて、いろいろと思うところではございます。どちらにしてももう少し具体的な話がないと、なかなか判断ができないなと思っておりますのは、例えば今おっしゃった健康被害ですね、これも言われるように議員ご指摘のような形でご発言される方もおられますが、例えば、これ決して事業者を擁護するわけではないんですが、実際にそういう方に近くに泊まっていたら、反応と言いますか、見た時に、確かにその方、頭が痛いとおっしゃったけれども、その日は実は風力発電は回ってなかったんだというようなこともお話をされる方もおられます。実際に今のなんと申しましょうか、健康被害、低周波等についての対応というのは、基本的には環境省が示したガイドラインに則って対応されているという、事業者としてはそういうスタンスです。その意味では後は環境省がその示している基準というのが果たして正しいのか、正しくないのかということではございますけれども、ここがまさにおそらく研究者の間でも評価が分かれるところなのではないかと思っております。今検討委員会の話で、浜田市さんのお名前を挙げておりましたが、浜田市にも実は問い合わせをしておりますけれども、健康被害については基本的にはそういう報告は受けていないというような対応もされておられるんです。その意味で、設置、既に設置されているところとされてないところでも、そこについては判断に差があるのかなと思っております。今引き続き実際に建てておられる市町村さんの対応についてもいろいろと確認、状況の情報収集なんかもしてるところではございまして、その意味でもうしばらく、やはり、情報、我々としても収集をしていかなければいけないんだらうなと思っております。そうですね、そういった意味で健康被害の問題、あるいは環境影響の問題、水質というか、水脈が壊れるといったようなことも当然想定されることではございますし、昨日、財産区の管理者としての立場からも少し財産区の計画についても話をしました。財産区として、保護樹帯を設置をされていると、その保護樹帯がきちんと保護樹帯として維持できるような作業の工法なり計画というのが果たして本当にあるのかと、そのことについてはおっしゃるよう大変難しいなあという思いはありますけれども、まずは事業者として、それをどう乗り越える提案をされるのかというのを、やはり待たなければならぬと思っております。その意味であらためて慎重に判断をしていかなければならぬと思っております。ちなみに町民の皆さまの声にどう応えるかということでございました。検討委員会というのも今後一つの方法としては考えていくことも必要かなと思っておりますが、今のところ、今日、そういった意味で初めてと申しますか、明確に反対という立場でご意見を述べられてる方としてお話をさせていただきましたけれども、町内の団体は今のところはですね、どちらかと言うと、もちろん懸念は持っておられるんだけれども、まずは適切に町民の皆さんに情報を提供していく、その役割を果たしていくんだということで行動されているというふうに向っております、さらに言いますと、逆にこの風力発電は町にとってはありがたい話なので、やっぱりメリットをしっかりと考えた上でですね、対応してほしい、そういった意味ではどちらかと言うとこれをやっぱり手段としてうまく使いながら町興しをしてほしいという声もやっぱり聞こえてくるものもあります。そういった

ことも含めてですね、是か非かそういった点について検討していきたいと思っております。また周辺市町村、あるいは県との連携というお話もございました。当然、そういったこともこれから進めていきたいと思っております。もちろん、進める、進めないという判断がありますが、進めない、あるいは町として財産区の中には建ててほしくないという判断をしたところでその尾根を越えた向こう側に建てられてしまうのでは結果として、町にとってはありがたくないことでございます。そうならないようにというかですね、特に私有林として敷地を持っておられる方との連携というのはそう言ってもなかなか難しいんですが、市や県とはしっかりと連携をしながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

住民生活課長。

○上手佳也住民生活課長

私のほうから2点ほど、まずは事業が終了した時にですね、この撤去がどのようになるかというご質問がございました。こちら我々も懸念をしているところで、確認をしましたところ、一応現段階では20年での事業完了ということ为前提に撤去費も織り込んで事業性を確認するという事は聞いております。それと今現在示されているプロセスの遅れについてという部分でございますが、特段事業者のほうから確認をしておりますが、あくまでも計画と言う事で示されておりますので、今後こういったところで少し差が生じるということは可能性としてはあり得るというふうに考えております。以上です。

○矢立孝彦議長

大江議員。

○大江厚子議員

冒頭に言いましたように、行政の責任は住民の命、健康、暮らしを守ることが最優先されるべきです。その上で、それが確保された上で、町興しであり、云々だと思うんですね。で、住み慣れた家を離れざるを得ない人を確かに生み出しています。先ほど言われた事例もあるかもしれませんが、他にもたくさん、その風力発電に近い家から離れると症状が回復するという人は居られます。で、住み慣れた家を離れざるを得ない人を生み出しているほど人体に影響を及ぼし、これまであらゆる動植物が調和して生きてきたこの自然界を破壊するという可能性がある以上、この計画に影響回避またはきょくごく提言するとか、それができない場合には計画の見直しという表現ではなく、きっぱり撤回を求めるべきだと考えます。自然エネルギーを活用し、地球温暖化に資する、あるいは、先ほど言いましたように原発や火力発電に代わる電力と謳われ、登場した風力発電ですが、今や風車の言葉から連想されるような牧歌的な光景はありません。空撮された尾根を見られたことがあるかもしれませんが、どれだけ、ほんとにどれだけ山が傷つけられたのかがよく分かります。胸が痛むと言ってもいいほどの情景です。電気消費地から遠く離れたこの安芸太田町で巨大な風車、ファームを建設し新たに送電線や変電施設を敷設し、大きなエネルギーロスを生じて電気を送電することにどれほどの価値を見出せるのか、本当に疑問に思っています。また広島県では、このような巨大風車は1基も建っていませんが、この計画が許可されれば、それが突破口となって、さらに建設計画が持ち上がるかもしれません。すでに島根県は風力発電の設置がさらなる風力発電計画を呼び、地域をぐるっと風車で囲まれることにもなりかねない事態に陥っています。それでもですよ、それでも事業は進みます。ここで判断を誤ってはいけません。既存の風力発電建設の状況を見れば、人にも自然界にも100%影響を及ぼさないと、企業は言いきれない状況です。被害者が少なければ、あるいは自然環境の悪化がひどくなければ、多少の犠牲はつきものといった企業理論で行政が動くことがあってはならないと考えます。企業は風力発電の稼働後、何らかの問題が出ればその時に対処するという姿勢です。安芸太田町、十何基建てられる、それをシミュレーション、今の段階でシミュレーションできるとはとても思えません。被害が出てからでは遅いし、十分な対策がとられる保障はありません。また2018年現在、全国で2,250基も風車は建っていますが、観光資源にはなり得ません、それどころかインターネットでは風車の光景が怖い、こう山から突き出しているふうの光景が怖いという話題ものぼっています。低周波音による健康被害について、科学者の見解の不一致があったとしても、現に健康被害が出ている以上、あえてリスクを抱えたままで当計画を認めていいのでしょうか。健康被害が出る人は一握りかもしれない。しかし炭鉱のカナリアの存在です。低周波音は皆が気付かないかもしれないけれど、長期にわたると、あるいは許容量を超えると誰の心身にも影響を与えてくるかもしれません。自然界への影響も同じです。始めは風車にぶつかるバードストライクですよね、風車にぶつかって体がバラバラにされ死ぬのは、熊鷹やコウモリかもしれません。しかし、その現象がやがて全ての動植物に影響を出てきます。個々や短期の影響を見るのではなく、全体をそして、将来にわたる、長期にわたる影響を考え、私はこの計画は撤回すべきというふうに考えています。時間

がないので次にいきます。

次に黒い雨訴訟についてです。黒い雨については、昨年12月の定例議会でも質問しました。以後結審、全面勝訴、判決、そして控訴と急展開してきました。黒い雨集団訴訟については2015年国が設けた援護対象区域外、つまり大雨地域外で黒い雨を浴び、健康被害を受けたとして広島市や安芸太田町、北広島町らの住民が市や県に健康被爆者健康手帳や第一種健康診断受診証の交付を集団申請しましたが、市、県はこれを却下しました。そのため、この11月、同年1月に却下処分の取り消しを求め、広島地裁に64人が提訴、後に88人になっていますが、提訴しています。この集団訴訟についてどのように町長は捉えていますか。また今年7月29日に判決が出ました。原告84人全員に被爆者健康手帳を認める。一人も欠けることのない全面勝訴でした。そして内容はそのような黒い雨区域で線引きすべきではないとか、内部被ばくも科学的知見として存するというふうに言われています。この画期的判決について、町長はどのようにお考えですか。また8月12日、この判決について、国は科学的根拠、知見は無いとか今後、援護地域拡大を視野に検討するとか、長崎体験者制度の最高裁と判決とは違うという理由で控訴の決断をし、広島県、広島市もそれに従いました。これをどう考えますか。また県、市は当初国へ控訴断念を要請していました。この原告団27人を抱える、この町として町長は控訴断念を国に要請しましたか。今後当該地域の長としてどのように対応されますか。以上4点お願いします。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

黒い雨訴訟について、4つご質問いただきました。一つは集団訴訟についてどう捉えるかということでした。実は私ももう何年も前になりますけれども、国会議員の時代にはですね、党の被爆者問題議員懇談会の事務局長というのを仰せつかっておりまして、当時ちょうど黒い雨の問題について関わらせていただきました。そういった意味では私個人としては大変思い入れのある案件でもございます。原子爆弾が投下されて75年経ったわけでもございますけれども、引き続きいろんな症状で悩んでおられる方もたくさん、多いと思っております。その意味ではそういった方々もだんだん歳をとられてるという意味でできるだけ早くそういった方々への救済の道が開かれることを望んでいるところでございます。その上で29日の判決でございますけれども、まさに黒い雨を巡る、初めての司法判断ということですね、私自身も元々大雨地域ということで線引きをされた、その線引きについては、私自身も妥当性については疑問を持っておったという立場からするとですね、大変区域拡大に繋がる画期的な判断だと思っております。特に雨の量で判断をするのではなくて、特に原告というか対象者の皆さんの健康に対する何と言いましょか、証言、そういったものを被爆者認定の大きなカギにされてるということでもですね、大変大きな変更と言いますか、判決内容だったなと思っております。そういった意味でこの実際に控訴を断念を国に対して要請をされたにも関わらず控訴を行ったということについて、大変私個人としては残念でございます。ちなみに県や市とはですね、この控訴を断念の要請、それから控訴決定に至る中ですね、基本的な情報の共有というのはしていなかったのでもございますが、結果として町として、この控訴断念の要請はしていないという状況でございます。私個人はそういった意味で本件については思い入れがあるものですね、町としてはあらためて被爆者手帳の交付事務、これ県から事務委任されてる立場でもございます。また実際に同じように国から事務委任をされておられて、被告にもなっておられる方々があえて国に対して控訴、断念の要請をされたということ、これ大変重大な決意の下行われたものだというふうに私自身思っております。これ以上そういった意味ではそれに付け加えることはないという思いもございました。そのことで町として控訴、断念の要請をするということは今回は避けさせていただいたという状況でございます。ただあらためて今回の控訴はですね、大変残念な結果だと思っております。実際に援護地域については1976年以降見直しをされてないということもございまして、あらためて、まずはですね、国が今回、そうは言いながらも援護地域の拡大について、これから検証されるということも言っておられますものですから、そういった動きについてもしっかりと見ていきたいなというふうに思っております。最後、当該地域の町長としてどう対応するのかということでもございますが、あらためて今申し上げました。まずは国として援護地域の見直しをされるということでもございますので、そのことについてしっかりと見ていく、必要なことがあればですね、しっかりと協力をさせていただきたいと思っております。その上でこの黒い雨訴訟については引き続き行われるということでもございます。今回残念な結果には終わりましたが、あらためて市、県のみならずですね、この黒い雨の被爆地域の拡大について、より進められるように、町としても何かできることはないか、特に県、市だけではなくてですね、黒い雨の被爆地域の拡大については6市町と、それ以外もですね、6市

町とも連携をして行動してきたこともございます。そういったところとも連携をとりながら、具体的に何ができるかということも併せて考えていきたいと思っております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。町長が国会議員時代のことも原告団の事務局の方からは聞いております。理解がある対応をしていただいていたというふうに聞いています。その上です、まずはこの控訴を取り下げて原告団、84人の判決を確定させるべきだというふうに思うんですね、高齢化してますし、これから、これから人生が長いわけではない人たちですので、ほんとにこれまでの40年の闘いをまたさらに続けさせるのかということを見ると、まずは控訴を取下げということを考えなければいけないというふうに思っています。その上でさっき、これまでの経過も言われましたけど、例えば2009年3月には3号、いわゆる黒い雨と同じ3号被爆者の方々の原爆手帳を広島市に申請したのだけど、却下された人が裁判を起こされ、原告が勝訴、この時、国も広島市も控訴せず判決は確定したんですね、それは被爆者援護法の制定趣旨に沿った判断だと言われています。一体どこがどう違って、当時は良くて、今回は控訴するのか、それはそのよく政治的判断でと言われますけど、その時の政治判断がそういうことだったのか、こういう大事な問題がその時その時の政権の政治判断でね、左右されていいのかというふうに思います。時間がないので、そのことだけ質問をしまして、お聞きします。そしてさっき言いましたように、地域拡大がまずあるのではなくって、この度の判決を確定させること、つまり広島地方裁判所の判決を受け入れ、直ちに控訴を取り下げること、原告84人全てを被爆者と認定し、健康手帳、被爆者健康手帳を交付することを、こそをまずやるべきだというふうに考えます。40年の長きにわたって、国の非情な政策と闘ってきた被爆者の残された時間を考えるなら、国がどう判断しようと、控訴取り下げを自治体の町の権限において早急にすべきと考えます。原告の方々に自分たちが死ぬのを待っとるんだろいかとか、私たちは年々高齢になり、先が無い、苦しみはますます増しますと再び言わせることがあってはならないと思います。これまで、それこそ国が示した、降雨地域の線は科学的根拠が無いものが今回の裁判でも原告の側から証拠として出されています。そうした被爆者を分断する政策を改めることをあらためて要望します。最後に町長のお考えをお聞きします。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

あらためてご質問いただきました。ご指摘のようにですね、時の政権の意向で左右されるようなことが、本来あってはならないと思います。今回の判断について、どのような経緯でそうなったのか、私の知るところではありませんので、これ以上の批評は避けたいと思っておりますが、あらためて今後どういう方法がとれるのか、県、市、あるいは先ほど申し上げました6市町とも連携をさせていただきながら今後の取組みについて考えていきたいと思っております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

大江議員にあらかじめ申し上げますけれども、持ち時間の範囲で工夫をして質問下さい。大江議員。

○大江厚子議員

ほんとに、いつも時間配分がまずくて申し訳ありません。ほんとに、急いで。

戸河内地域就学前施設の在り方の方針について、一つだけ聞きます。前回町長はあり方検討委員会の意見を尊重するというふうに言われましたけど、その中で存続の希望、または認定こども園の移行との意見もあり、協議を含めて対応を十分に行うことと、2箇所にわたって記述されています。それについてどう思われますか。また地図に落としてみられましたか。前回言いましたけど、安芸太田町全体の保育、教育の施設を地図の上に落としてみられましたか、その感想をお聞かせください。それから今後定住について、この地域は保育所はなくなり、保育、教育の施設は小学校だけになります。何をもちて若い世代にアピールすればいいのでしょうか。以上です。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

まず配置についてのご質問だと思います。配置と言いますか、その適切な場所あるいは適切な規模というものもあると思います。そういったことも含めてこれまで長い間、今の適正配置のことについてはいろんな方がご参加をされて議論をされたらと思っております。私自身はそれをあらためて尊重したいと

思っておりますし、その上でできればそういった保育園、幼稚園あるいは小学校とかも含めてですね、さらに子どもさんがどんどん増えていく環境をつくっていきたいという思いもございますが、まずはそれをするためにもたくさんの人に来ていただく、あるいは子どもさんが増えていくような努力をしていくということが重要ではないかなと思っております。その中であらためて私が提案しておりますような森のようちえんのような形の新しい保育みたいなことも今後取り組んでいきたいと思っております。その上で先ほどおっしゃっておられたような、若い人たちにどうアピールするのかと、必ずしもそれは近くにそういった施設があるから安芸太田町に来るということでもないと思うんですね、実際に私はこの前もお話をしたようにあえて戸河内のこども園のほうに通わせているようなこともございます。どちらにしてもむしろ中身をやっぱり充実させていくということのほうが、ある意味重要なのかなというのもある、自然を活かした教育といったことも提案をさせていただきました。そのことも含めてですね、地域住民の皆さんとは引き続き就学前の子どもさんについてどう対応していくかということもですね、議論を進めていきたいと思っております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

大江議員。

○大江厚子議員

個人的なことはあれなんですけど、それでもやはり、この地域に居りながら、認定こども園に通わせる保護者の人は多いんですね、それはその保育時間の問題だけです。ですから、ここにこの地域に保育所なり認定こども園という条件が揃えばそれは遠くまでは、遠くと言うか、そこまでは通うことはなくなる、だから条件が違う上のお話なのに、それでもって距離の問題ではないというふうに言われるのはね、やはりちょっと違うと思いますが、ともかく森のようちえん自体については、ほんとに早めに計画を示していただきたいと思っておりますし、移住される方にとっては、初めてここに来るのですから、しっかり子どものことは考えたい訳ですよ、なるべく近くに居りたい、そしてこのようなコロナ状況の中で、さらにこれからどういう感染症がまた出てくるかも分からない中では、なるべく分散した施設というふうに考えられる訳ですね、ですからそのことも十分配慮して、今後、戸河内地域だけではないですけど、安芸太田町全体の保育、教育について考えていただきたいと思っております。この件については、今後もまたやっていきたいと思っております。以上です。

○矢立孝彦議長

以上で大江議員の一般質問を終わります。しばらく休憩します。

(休憩 午前11時00分)

(再開 午前11時08分)

○矢立孝彦議長

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。5番、末田健治議員。

○末田健治議員

5番、末田です。予め通告しております9月議会におきます一般質問を行います。6月議会で橋本町長に質問をいたしました。地域懇談会の開催について、早速、各地で開催をされております。参加者の方も過去の懇談会を上回り、質問も多く出され、熱気が感じられております。熱気は期待の現れと思っております。今後も年一回の取り組み希望をしておきます。早速質問でございますが、最初に質問の1番目は安野、修道地域の通院等の対策として、飯室までのバス便の開設を問うということでございます。修道、安野地域の方は、買い物、通院等、可部方面に出掛ける方も多いわけでありまして。住み続けられる条件づくりとして、飯室までの直通、バス便を設けてはいかがでございますか。これまでの答弁では、澄合からは、三段峡線の広電バスを利用してくださいという回答でございました。しかし、修道地域から通院や買物のために可部方面に出掛ける場合には、昌原発の8時5分に乗り、澄合に8時21分に到着、そして三段峡線で連絡している8時32分のバス便を利用するのでありますが、しかしこの時間以外の遅い便もありますけれども、通院等に利用できるのは今述べたバス便以外では極めて利用しにくいと思われれます。説明するまでもないと思っておりますが、高齢者の方が乗継、乗継で出かけることは大変、困難を伴います。特に冬場における乗継は苦痛を伴います。飯室からは、便数はたくさんありますので、安野、修道地域の生活路線としてぜひ開設をしていただきたいというふうに思います。ちなみに北広島町は、芸北から飯室までの直通便を設けられております。答弁を求めます。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

まずは、安野、修道地域のバス、バス便、特に飯室までのバス便開設について、いただきました。ご指摘のようなですね、ご要望というのは修道地域で、公共交通を考える会というのをずっとやっとなお聞きしとります。その中でも出ているご意見と伺っております。私自身もですね、修道地域歩く中でそういった声をいただいているところがございます。これまではそういったご要望に対しては、今少しお話もありましたが、町としてはあなたく便の、町内へのあなたく便、これを乗り換えをせずに済むような路線便を設定をしたり、あるいは、今乗継がなかなか難しいという話でございましたが、あなたくを何とか広電のバスに上手く合わせるような、そういう調整をしてきたということは聞いております。実際にでは、多分、あなたくのような形を考えておられるんだろーと思っておりますが、修道、安野地域からの直通的飯室便をつくるとなると、もうご想像のとおり、広電の路線バスの調整をやっぱりすることになるんだと思っております。なかなか今の三段峡線というのが、経営が難しく、広電さんとしてはできれば減便をしたいということは常々言われておりますもんですから、そういう中で、なかなか競合のバスをつくるというのはこれまで町としてはなかなか難しかった、あるいは調整が出来なかったというのが、これまでの経緯ではなかったかと思っております。その上で町としてはですね、今回、これあくまでもコロナ対策の観点ではございますけれども、新たにタクシー料金の補助制度を拡充をすることとしておりまして、今現在10月から約半年間実施するというところで今準備を進めているところがございます。同じ町内ということではあるんですが、より便利にある意味、病院ですとか、あるいは買い物もしていただけることになるのではないかなと思っておりますので、まずはそういったこともご利用をいただければというふうに思っておりますし、ここで使わせていただいた、あるいは使っていたいただいたこと、データ、あるいは利用者の感想、こういった事はですね、しっかりと受け止めさせていただいて、今後より本格的に町内の公共交通をどう考えていくのかということについての検討のデータとしてしっかりと使わせていただきたいというふうに思っております。そういった意味では、あらためて町内の公共交通の在り方についてこれが今後検討していきたいと思っておりますし、その中で私自身も選挙の中でも、ある意味ワンコインタクシーをより拡充するといったことも提案させていただきました。そのことについてはあらためて検討を進めていきたいと思っております。思っておりますが、冒頭戻ります。議員ご指摘のようなですね、修道、安野地域については特に生活環境も含めて、可部、飯室、そういった方面にできるだけ便利に移動できるような交通手段というのは求めていただいとるもんですから、先ほど申し上げました公共交通全体の見直しの中で、それも一つの方策として今後検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

末田議員。

○末田健治議員

町長、今、答弁いただきましたように、住民の声も十分よく聞いていただいているというふうに思います。新たなバス便の開設というのは行政負担を伴うことにもなりますし、先ほど答弁にもありましたように、広電バスへの影響ということも当然考えられます。しかし住民生活の条件を確保していくということも、修道、安野地域に住んでおられる方の生活条件の確保ということで、これも行政課題として解決をしていただきたいというふうに思います。方法はいろいろ考えていただく中で何とか今後実現の方向で検討いただきたいというふうに思います。次の質問に移ります。

加計スマートインターのフルインター化の促進を問います。高速交通体制の整備は交通を始め、観光面、流通の社会インフラとしても重要というふうに考えます。過去、この手の質問については2回質問しておりますが、これまでの答弁では費用対効果の面から現状難しいという答弁でございました。橋本町長へは初めての質問でございます。冒頭述べましたように、今後の町づくりに重要と考えております。是非検討の上、整備についての条件整備を進めていただきたい。そこで次の点について、見解を求めたいというふうに思います。一番目には高速交通体系整備で町づくりの機能アップを図るべきというふうに私は考えます。高速交通体系の整備は、未整備の自治体においても最優先課題として取り組まれているところでもあります。特に山陰においては、山陰地方においては9号線沿いの高速道路の整備というのが今急ピッチで進められているのもご承知のことと思います。かつて田中内閣において、日本列島改造論の中で高速道路の整備が進み、その結果国内経済というのは飛躍的に発展をしたわけでありまして。このことは単に社会インフラ整備にとどまらないということを証明しているのではないかと思います。本町を通過しております中国自動車道は本町にとりまして、地域振興や観光等大きな役割を果たしてい

ることは承知のとおりです。その意味でさらに機能を向上するためのフルインター化実現について、現状の課題と見解を求めます。

次に整備費用についての検討経過について説明を求めます。これまでの質問で、費用対効果の面からハードルが高いという見解であったと思いますが、再度費用について概略で結構でございますが、どのような検討をされているのか、検討経過を説明してください。

次に全国事例では開通により、観光振興と地域住民の生活利便性の向上が図られた事例等が紹介をされています。あるいは企業進出の可能性も見えてくる、さらに町内バス事業者さんにおいてもビジネスのチャンスに繋がるというふうに考えておりますが、いかがでございますか。以上答弁を求めます。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

続いて、加計スマートインター、とりわけフルインター化についてのご質問をいただきました。まずフルインター化、そのものについてでございます。議員ご指摘のとおりですね、中国自動車道、大変重要な、特に本町にとっては重要なインフラの一つだというふうに私も認識をしております。地域振興、観光、あらゆる面ですね、大きな役割を果たしていると思っております。ただ中国自動車道、やっぱりどうしても、山陽に比べて、なんて言うんでしょうか、利用者が少ないということもございますので、そもそも今議員も少し触れておられました、元々こういったもの、フルインター化進めるにあたってはですね、どれだけ利用者が居られるかということがやはり事業者にとって、ネクスコにとっても大きなポイントだということで、これまでなかなか利用者が見込まれない中、まずは利用者を増やしてもらい取り組みをしてもらおうということで、特に中国自動車道については料金を安くしてもらえないかというような取り組みはされてきたというふうに思っております。これはこれで引き続き働きかけをしていくべきかと思っておりますが、一方で私自身はですね、もちろん観光や産業振興という意味では重要かと思いますが、それ以上に昨今はですね、災害がかなりひどくなってきているという意味において、加計、戸河内間を結ぶ今国道がございますが、それとは別にやはり高速道路がある意味、災害が起こった時の別の幹線として使えるという意味では重要である、あるいはむしろその重要性が増してきているのではないかというふうにも思っております。ましてやですね、もう一つご質問ありました。全国事例でも当然、インターチェンジができれば、観光振興や地域住民の生活利便性の向上、これ間違いなくあるに違いないというふうに思っております。もちろん地域の皆さんの生活利便性の向上もそうなんですけど、現実に加計のスマートインターチェンジ周辺の企業さんにとりましてですね、特にあの地域で築地も含めて立地していただいたみなさんからしてもですね、あのスマートインターがあればこそ、この地域に来たんだというようなこともお伺いをしてるところでございます。その意味で、あれば間違いなく便利になるということは私も同じ思いではございますが、実際には先ほども申しましたように、ネクスコ西日本だけにまかしておいては、なかなか建設運営面でどうコストを改修するかということは難しいものと思っております。その意味で正直、大変厳しい問題ではあります。あるいはいきなりフルインターというのは難しいかもしれませんが、あれば間違いなく本町にとって便利な施設という意味で私としても、その実現に向けてですね、どういう可能性があるのか、それはしっかりとこれから検討をしていきたいというふうに思っております。その上で費用等についてですね、これまでの検討経過については担当課から説明をさせたいと思います。

○矢立孝彦議長

建設課、武田課長。

○武田雄二建設課長

はい、失礼いたします。整備費用について検討した結果があればということで説明をさせていただきます。平成17年から18年にかけて作成された図面があります。こちらは図上での概算の図面でありまして、当時は4分の3やフルインターとしての具体的な事業計画として整理された図面ではないようです。加計スマートインターチェンジは谷合の狭小な地形に設置された施設であります。このため、上り、下り共に、フルインター、4分の3にするとなりますと、相当山を削り取る必要がございます。その理由といたしましては、乗り降りのための減速車線からインターチェンジの出口までのヤードがかなり必要となるため、広範囲のヤードが必要となります。その当時の概算での工事費用は上りの大阪、広島方面へは約2億円、下りの九州、山口方面へは約1億円がかかると試算しております。現在では資材費の増加、人件費の高騰により、工事費用は当時の概算工事費より高額となることが想定されます。参考といたしまして、以前も申し上げておりますが、29年度の戸河内インターチェンジの上り下りの割

合、上り91、下り9%、30年度が上り92%、下り8%、昨年度が93%が上り、下りが7%となつております。こちらを加計スマートインターチェンジの一日の平均の乗り入れ台数に置き換えますと、多い日で800台となつておりますが、下り方面に換算しますと56台という結果が得られると想定します。現在では九州方面への乗り入れは少ないため、加計スマートインターに置き換えた場合、フルインター化の整備に関わる財源の負担や管理運営費用の増加分は原則、当該施設の増収分の範囲で賄うことが原則となります。しかし町長の答弁にもありましたように、現在、町より提案しております中国自動車道の通行料金の割引制度が実現され、九州方面への企業誘致や観光客の増等が実際に見込まれた場合は、中国自動車道の台数が増えることとなると見込まれます。その際は、再度整備図面や概算工事費を検討したいと考えております。現在のところ整備図面の検討はしておりません。以上です。

○矢立孝彦議長

末田議員。

○末田健治議員

整備費用についても以前のその費用についての説明でございました。しかしですね、私はその長期的な、町づくりのための長期的な視点で、このフルインター化というのはですね、是非実現をしていただきたい、そのように思います。現状の中で利用見込みというのはですね、これは実際に利用できる場合と、私はかなり違ってくるというふうに思います、ので引き続いて費用面、あるいはその実現の方向で検討いただきたいというふうに思います。フルインター化というのは、その単なる社会資本の整備にとどまらず、持続可能な安芸太田町の町づくりという観点からですね、の資本整備としては是非実現化を期待しております。先ほど町長からも災害時における、その国道が不通の時にはですね、より安全な高速道路、被害を受けにくい高速道路の活用というのはですね、大変重要になってくるというふうに思います。433号も現状のようなことですから、残った道が191、一本というのはですね、安芸太田町のように、山と川に挟まれて、大変狭い地形の中では非常に心もとない状況でございますから、是非、今後も引き続いての検討をお願いしまして、次の質問に移ります。

質問の3番目は太田川再生の取組みでございます。太田川再生は定住機能、観光、産業力アップで町の再生を図るべきではないかというふうに思います。安芸太田町は県内でも流れる川は県内でも有数の清流ですが、町内を流れる河川の現状はご承知の通り河川内外に木や葦が茂り、素晴らしい河川環境とは程遠い現状にあります。観光で安芸太田町に来られる方もどこかで川遊びができる所がありますかとよく問われますが、自信を持って勧める場所が非常に少ないということでもあります。かつて滝山川は施設が無いにも関わらず、特に夏場にはですね、家族連れで大変賑わっていました。その理由は圧倒的に水質が良かったことにあります。しかし、安芸太田町に住みたいと思われている人もこの現状の河川環境ではがっかりされるのではないかというふうに思います。質問ですけれども、太田川の河川内清掃、樹木伐採に取り組むべきというふうに思います。河川管理者の河川事務所との協議経過があれば説明を求めたいと思います。

次に津浪地域の護岸整備計画の現状について伺います。津浪地域は昭和47年の水害で太田川の氾濫により、河川沿いの家屋が流出、もしくは家屋浸水の大きな被害が発生しております。その後、河川の大きな氾濫はありませんが、国土交通省においては護岸整備計画が進められているようでございますが、これまで津浪地域に限って言えば、民地との境界が未確定なために、整備計画は進行していないように聞いておりますが、現状では境界も確定しており、最近の降水状況からの災害に備えるため、護岸整備が急がれるわけでございます。国の整備計画が把握されていれば説明してください。もしくは国への働きかけを早急にしていただくよう要望いたします。その上で以前たてられていました川町計画づくりについての現状について、おたずねをいたします。答弁ください。次に全国事例では、都会の護岸整備に偏っているように思われます。上流の河川の環境というのは、下流の広島市民にとっても、大変重要だと思います。広島市との連携が今大事だというふうに思います。お考えがあれば説明をください。

次に河川環境の悪化は鮎漁に極めて大きな影響が出ており、三段峡漁協、太田川上流漁協の運営にも影響が出ているというふうに思います。早急な対策が求められると思いますが、今後の取り組み方針を伺います。次に国土交通省による太田川整備計画の説明会が7月に行われておりますが、この説明会では護岸整備や河川内の雑木伐採の要望が出されています。町に対しては説明があったのでしょうか、また国土交通省への意見は述べられたのでしょうか。ご答弁をお願いします。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

続いて太田川再生の取組みということでご質問いただきました。議員ご指摘のとおりですね、太田川というのは県内でも有数の清流と言いますか、大きな川ということもあって、安芸太田町にとっても大きな存在であると同時に、その流域に住む、特に広島市の皆さんにとってもですね、大変大きな存在だというふうに思っております。その太田川の、やっぱり、何と言いますか、面影がですね、おそらく私が知っている太田川と、議員、皆さんご承知の太田川とは多分環境が大きく異なっていて、今そのことについて、やはり残念に思っておられる方も多いのではないかと思います。あらためてそういった意味で、安芸太田町自体の魅力を高めていく意味でも清流太田川を取り戻す取組みというのは大変重要に感じているところでございます。そういった意味で、まずはですね、河川内の清掃、特に葦ですね、葦とか樹木が相当立っているということ、やはり私も気になっているところでございまして、かつてはまだ太田川の水も多かったのが、年に数回災害というか、洪水と言うかですね、大水があった時にはその石も含めて川が洗い流されることによって、ああいう葦や樹木が育つことはなかったと、ただそれが今なかなかそういう状況に無いということで、かえって今は増えているというのが状況だと思っております。これについては私自身も河川管理事務所と話をする時には、折につけ、必ずそのお願いはさせていただいてるところでございしますが、なかなか予算が少ないということで、何カ所かで始めてはいただいておりますが、結果として我々が思うようなスピードでは進んでいないというのが状況だと思っております。これについてはですね、特に今議員もご指摘のとおり、今太田川の河川改修の整備計画の見直しをされているところでございまして、私共それについてはお話を聞いておりますけれども、特に近年の災害が多発している状況を受けて、国土交通省としては流域治水という考え方で、河川のみならず、上流から下流まで、あるいは河川外のことも含めてですね、全体でこの流域についての治水と言いますか、大雨をコントロールしていこうというようなことで計画を練っておられるようでございますが、そもそもが流域治水以前にやはり、そういう大水の時の対応というのは、護岸の整備もちろん、そうなんです、河川の断面積ですね、一度に通る水の量、とにかく増やすということが大水をコントロールするという意味では重要なことであり、その意味においても葦が茂っている、あるいは樹木が放置されているということは結果的に河川の断面積を狭めることになってまいりますので、まずは流域治水も重要かもしれませんが、そういう基本的なこと、河床をしっかりと掘っていただく、あるいはそういった樹木をとっていただくことが重要であるということをお知らせしているところでございます。その国との協議経過その他についてはですね、担当課長のほうから、あるいは津浪地区の護岸整備の計画の現状についても、担当課長からお話をさせていただければと思っております。その上で広島市との連携についてもご指摘いただきました。下流のほうが、整備が進んでいるのではないかとご意見でございましたが、下流の皆様にとっても上流域の環境というのは大変重要な事だと思っております。その意味で太田川の流域、特にうちで言うと、しっかりと広島市とはですね、これから河川整備のみならず、あらゆる面でこれから連携をして取り組んでいく必要があるかと思っております。町づくりもそうでございますし、あるいは、河川のみならず山の整備なんかについてもですね、ゆくゆくはと言うか、巡り巡って広島市の皆さんに影響を与える問題だと思っておりますので、そういったことも含めて、広島市としっかりと連携を、これまで以上に連携を取らせていただく、同じ水を飲むものどうししっかりと連携について議論していきたいというふうに思っております。さらに鮎漁についても触れていただきました。これまた近年は、鮎の漁が、あるいは、サイズも含めてですね、少なくあるいは小さくなっているという声もお聞きしております。これ議員ご指摘のとおり、河川環境の悪化、それは葦や樹木が茂る中でですね、どちらかと言うと川を見た時に緑一色と昔はそうじゃなくって、川底の石が見えたりとか、あるいは石の河原がしっかりと見えていたというふうに聞いたりしますが、その中でですね、だんだん河川の中もどべが溜まって鮎の成長にとって必要な藻類が成長しないという状況もあるんだと思います。あるいはまたですね、放流事業に供される鮎の性質にも問題があるのではないかとご意見を伺っています。いづれにしても、河川の状況は大きな影響になっていると思いますので、清流太田川の復活に向けてですね、引き続き関係各所、先ほどの河川事務所もそうなんです、お願いをさせていただくと同時に、私自身もですね、太田川の清流復活に向けて町独自としても、例えば河川の環境については、しっかりとデータをとっていく必要があるんじゃないかなと思っております。来年度以降になりますけれども、広島大学それから加計高校の皆さんにも協力をいただいて、町独自で河川の水質調査、これも取り組んでいこうというように思っております。できるだけ早くと思いながら、今年には既に諸々加計高校の中でも取組みをされておられるようでございますので、来年度からスタートということで、今関係者とは協議をさせていただいております。そうしたデータも取り揃えながら、あらためて清流太田川復活に向けてしっかりと取組みをさせていただきたいと思っております。以上でございます。あ

とは担当課長のほうからご説明をさせていただきます。

○矢立孝彦議長

建設課長。

○武田雄二建設課長

失礼いたします。建設課のほうから太田川の河川内清掃、樹木伐採について国との協議経過について説明をさせていただきます。町では昨年度から国土交通省太田川河川事務所の副所長以下関係課長と町の副町長以下関係課長で年 2 回の意見交換会を実施しております。内容につきましては、以前から要望が多い箇所でございますが、護岸改修と議員より質問のありました河川内の清掃、樹木の伐採について、意見交換会を行っております。昨年度は少ないんですが、数カ所におきまして樹木の撤去や土砂の竣作作業を実施していただいております。今年度におきましても意見交換会を 2 回予定しております。やはり主に太田川と支流河川との交流点付近の樹木の撤去、土砂撤去を含めた要望活動を行う予定です。なお国におきましては、定期的に 5 年ごとですが、河川横断などの測量を行い、樹木や土砂の堆積状況の調査を行っております。その結果、樹木伐採につきましては、堤防、護岸への懸念、影響が懸念される範囲を重点的に実施しており、また河川断面を阻害されていると判断されないと事業個所にはなっておりません。また先ほど末田議員のほうから言われましたように、太田川河川整備計画の変更の説明会のほうが 7 月 19 日に戸河内支援センターの 2 階のほうで実施されました。その時に私と企画課長で参加いたしまして、その中の住民からの意見のなかでも、やはり樹木の伐採、河川内の清掃、土砂撤去の意見が多く出されました。このことでもありますので、今後におきましても年 2 回の意見交換会の際に、この協議会の説明会の際にございました内容も含めまして、今後実施していただくように意見交換会のほうで要望を行ってまいりたいと考えております。

続きまして津浪護岸の整備計画の現状でございます。こちらは津浪、国道 191 号の信号がある箇所ですが、そちらの沖側の民泊の際のラフティングの発着の付近から、上流、プラットホーム津浪の沖になると思います。こちらの中の護岸整備の箇所と思われる。こちらは、昨年度実施いたしました開催いたしました、太田川との 2 回の意見交換会の中で町より提案した要望書となります。現段階では昨年度において、要望を行っている状態で、国から川、町づくりの計画について、技術的な、今助言をいただいている所です。議員より先ほどありましたが、民地との境界の整理もできていると伺っております。プラットホーム津浪と民泊の際のラフティングの発着場所と合わせての一体的な整備として今後におきまして国と連携をしながら具体的な内容について検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○矢立孝彦議長

末田議員。

○末田健治議員

町長から答弁がありましたように、太田川の水質改善と言いますか、このことについては、大学や加計高校との連携の中では、水質の調査を行っていくという答弁がありましたが、これは今の大変大事なことだと思いますし、そうした取組みがやはり住民の皆さんの意識も高め、そして世論を高めることによって国の等の動きもですね、加速してくるのではないかなというふうに思いますので、これは是非取り組んでいただきたいというふうに思います。国等においては河川というのは、どちらかというと水を流すための道具というふうな感じが強いんですね、感じますのに。やはり、そこに住民がやっぱり暮らしているというその暮らしという視点がですね、まったく計画を見てもあまり感じられないという気がいたしますので、そういった点はですね、先ほどの答弁でありました水質の調査等含めて、やはりアピールをしていただきたい。中国電力やら漁業協同組合においても、その水質の調査はされておりますけども、それがほんとに定期的に決まった場所、決まった時間、それを年度を積み重ねていくという取組みがですね、どの程度されているかというのはですね、その資料を見たわけではないのははっきりできませんが、町が主体で取組みができれば、その点がですね、明らかになってくるんじゃないかなというふうに思います。それから特に最近影響が大きいと感じますのは、高速道路等で除雪や凍結防止のための塩化カルシウムですか、を撒きますよね、その量がちょっと半端でないということが気がかりでございます。水質調査の中でその点もですね、あきらかにしていただきたい。特に最近河川状況を見てみますと、まるで苔がつかない石というのがですね、たくさん見受けられるわけですね、これはかつての川の状況の中ではまったく、その考えられないことですね、そういった点もですね、より今後解明していただく中で河川環境が改善をできればというふうに思います。いずれにしても、これも長期的な視点が必要でございます。担当課長からも答弁がありましたように、国、県、市との連携をとり、川を活かした観光振興や鮎漁の活性化あるいは改善を期待しております。

次の質問に移ります。最後でございますが、コロナ禍で影響がでている、神楽団への支援策を問います。コロナ禍で現状、出演機会がない神楽団への支援策について。公演活動や秋祭りなどの出演について、現状ではまったく出番がないという状況でございます。通常の中の活動においてもですね、後継者不足等で活動や出演が低迷しており、文化の伝承に赤信号という現状の中で、追い打ちをかけているのがコロナウイルスによる自粛でございます。伝統芸能の神楽は安芸太田町にとっても貴重な財産であります。今年は中止であります。教育旅行で安芸太田町に来た生徒さんが神楽を見て、一様にその感動をしてくれております。団員もその神楽を披露することによって、モチベーションに繋がっていたわけでありまして。活動自体があるいは公演自体がなければ、新規の入団の動機もですね、薄れていくわけでありまして。先ごろ、神楽町興し協議会では経費の負担軽減策として補助を設けられましたが、安芸太田町においてはですね、私は神楽団の協力を、多分、私は確信は持てませんが協力はいただけるんではないかと思っておりますけれども、動画配信をして、それをより多くの方に見ていただくという取組みをですね、これは神楽団だけではできませんので、是非、町が主体でもいいですし、あるいは地域商社でも、その取組みを進めていただきたいというふうに思っております。答弁を求めます。

○矢立孝彦議長

教育委員会、生涯学習課、金升課長。

○金升龍也生涯学習課長

失礼します。先ほど議員からのご質問です。コロナの影響で神楽団への支援対策を問うということですが、出演機会の提供についてですが、町では文化団体連合会という組織がございます。民謡とか民舞で構成をされている組織です。神楽団からのですね、要望がございましたら、そういった組織に属していただきまして、教育委員会が所管しております毎年秋に開催をとりまして、文化芸能発表会に出演していただく等の出場機会が考えられます。支援対策につきましては、これまでと同様、町内で開催しておられます神楽共演大会の後援、会場使用料の減免措置等をこれまでのように支援して参りたいと思っております。しかしながらご承知のとおり、今年度いろんな発表会が中止になっております。文化芸能発表会もコロナの感染対策防止で中止になってしまいました。神楽を議員ご指摘のとおり神楽を地域の活性化や観光資源と捉え、ウィズコロナ、アフターコロナの中、今後どのような支援ができるかを、町長部局ともしっかりと連携をしながら今後対策を考えてまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

今、担当課のほうからお話をさせていただきましたが、あらためてどちらかと言うと、コロナ対策というのですね、まずはその経済あるいは、生活という部分の対策を中心にしてきたこともございまして、あらためて議員ご指摘のような、あるいは文化面、そういったところについての対応というのは、どうしても、これからと言いますか、あらためて考えていかなければならないことかなと思っております。今担当課のほうからも話がありましたが、それとは別に議員のほうからも無観客公演ライブのようなこともご提案いただきましたので、そういったことも含めてこれからしっかりと検討させていただき、対策を出させていただければと思っております。ありがとうございます。

○矢立孝彦議長

末田議員。

○末田健治議員

各神楽は安芸太田町の中でも非常に伝統芸能の中でも歴史のある伝統芸能でございます。これをその維持をしていくというのはですね、どの神楽団においてもほんとに今苦勞をしているというのが実態でございますし、団員不足で活動停止という団もですね、以前申し上げましたようにだんだん出て来るのが実態なんですね、こうしたコロナ禍で出演機会が減り、その団員の意識もその下がる、活動のないところに新たに入団をするという方はですね、これはその非常にまあ極めて難しいんじゃないかというふうに思いますんで、せめて現状の中で動画配信等の取組みをし、それを神楽ファンの人、町民の人にやっぱりしっかり見てもらう、そういう活動がやはり町もしっかりと高い関心を持って見ていただいているということが今大事なことでないかなというふうに思いますので、その点を十分踏まえて是非可能な取組みから進めていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○矢立孝彦議長

以上で末田議員の一般質問を終わります。しばらく休憩します。

(休憩 午前 11 時 57 分)
(再開 午後 1 時 30 分)

○矢立孝彦議長

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

2 番、田島清議員。

○田島清議員

2 番、田島です。よろしくお願ひいたします。通告に基づきまして一般質問を行っていきたいと思います。通告のとおり、まず最初に、町の再生可能エネルギー対策の具体化についておうかがいします。6 月 27 日付け中国新聞では電源開発株式会社から国内既存の 1.3 倍と日本最大級の大規模な風力発電所計画、との記事が掲載された。この計画は広島市、廿日市と安芸太田町の 3 つの市町に建設予定と報道がなされた。関係住民は寝耳に水で自然環境への影響に加え、災害発生による人的被害を懸念する声が高まっている。以下の 3 点について質問をいたします。1、電源開発株式会社からのアプローチがいつ頃からあり、関係住民への説明及び議会への資料提供等の対応状況を時系列に説明ください、ということなのですが、先ほどらい、何名かの同僚議員が質問しておりますので、こちらについては現在事業が進行中でありますので、流動的な部分もあります。私もメモはするんですが、若干メモが取れない部分もありますので、資料としてですね、次の議員さん、他の同僚議員も含めて提供していただければというふうに思いますので、こちらについては説明のほうは省略してください。続いて 2 番、こちらのほう、一般質問の通告書のほうの記載のほうが若干表示が違っておりました。こちらですね、資料、平成 22 年の資料を町民に配っておられますけども、こちらのほうのことについてでございますので、若干訂正させていただきます。

町は平成 22 年度に安芸太田町地域エネルギー、省エネルギービジョン策定等事業を計画し、いこいの村ひろしまにおいては、重油ボイラーから木質バイオマス燃料への転換をしました。また町民には木質バイオマス利用への奨励支援策を取り組んでいるが、その現状についてどのように評価していますか。

3 番、町長は情報公開を大切にしたいとされ、今回の事業に関しても町民の声を聞きたいとコメントされていますが、どのような手法で、いつ頃を目途とされているかがあります。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

続きまして、田島議員さんのほうから風力あるいは再生可能エネルギーの対策についてのご質問をいただきました。冒頭の資料につきましてはですね、後ほど提出をさせていただければと思っております。その上で町の森林バイオマスに熱利用の具体化検討調査の関係について、ご質問をいただいとります。先ほどお示しをいただいたものでございますけれども、そもそも、自然エネルギーと言いますと、今話題になつとる風力以外にも太陽光ですとか水力なんかもありますけれども、特に本町においてはこれだけ山林がある地域でございますので、やはり森林資源を対象とした、いわゆるバイオマスの関係についてはですね、大変重要だというふうに思っております。私自身もそのような位置付けで考えております。その上で 22 年には調査をお示しいただいた資料のとおりでございますが、調査をされまして、その上で 24 年度から国の補助を受けて、いこいの村ひろしまにおいてチップボイラーを設置し、26 年 5 月から稼働をされているというふうに伺っております。あらためて私もこの安芸太田町においては、やはり木質バイオマス、その利用の促進をするべきだというふうに思っております。本町におきまして、今のチップボイラー以外にも薪ストーブ設置等への補助ですとか、そういった取組みはされてると思うんですが、まだまだその意味では利用の範囲については拡大できるのではないかとこのように感じているところであります。ただ今のこの木質バイオマス発電というのはですね、従来はどちらかと言うと比較的規模の大きい発電所で国内では実現をされていて、そこではやっぱり逆に言うと木質チップを集めるのが大変難しいあるいは厳しいと言いますか、苦勞されているという話も伺っております。その意味ではですね、本町においては、従来日本国内で広がっていったそういう大型のバイオマスというよりは、まさにそのチップの供給量に見合うと言いますか、より小規模なバイオマス熱利用の促進をするべきではないかという思いも持っております。そういう中でですね、実際に今、より小さい、いわゆるチップをそのまま燃やすというよりはガス化して発電をする、ガス化発電に関する小さなプラントも出てきているという話も聞いとります。先般の津田議員さんのご質問からも、そういう話ございましたが、あ

らためてそういったものが、段々国内でも広まりつつあるというのが現状だというふうに認識をしますし、実際に本町においてもですね、いくつかの事業者さんが安芸太田町でそういったバイオマスの発電事業を進めてみたいといったようなことを打診もいくつか実際にあるところがございます。あらためてですね、私もそういったことを進めていきたいと思いつつも、現実にはより質の良いチップを安定的に供給をするような、そういう体制というのもこれから必要だと思っておりますし、場所も当然これから探していかなければならない適切な場所ですね、諸々克服しなければならない課題もまだあると思っておりますので、あらためてそういった点も検討させていただきながら、また実際には特にチップを供給をするであろう森林組合さん、あるいは林業団体、さらにはまた実際に事業をしたいという発電事業者さんとも連携を取りながらですね、これからできるだけ具体化できるように取り組んでいきたいというふうに思っております。また風力のことだと思います。情報公開あるいは今後の取組みについてということで、あらためてお答えさせていただきますけれども、先ほどからもお話をしておりますように、この風力発電についてはですね、多くの皆さんから、町内外問わずご意見なりあるいはご質問なりいただいているところがございます。その上でこれまたくり返しになるんですけども、まずは、これから、準備書の段階におきまして、住民説明会、事業者による直接的な住民説明会も行われるというように聞いておりますので、まずは、あらためて、そこにしっかりと事業者も取り組んでいただいて、住民から出てくる質問や意見については真摯に受け止めて対応していただくように要望していきたいというふうに思っております。その上で今後町としての判断をさせていただくに当たりましてですね、そういった住民説明会の中での皆さんのご意見やあるいは関係者の皆さんのご意見、住民の皆さんも、もちろんそうなんですが、財産区の皆さま、あるいは議会議員の皆さまのご意見をいただきながらですね、場合によっては直接住民との意見交換会をさせて頂く中でご意見をいただきながら対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

田島議員。

○田島清議員

木質バイオマス発電について、回答いただきました。町のエネルギー対策として、風力については計画の中になかったように思いますが、小規模の水力発電、そのところについて、もしお考えがあれば再質問としておうかがいしたいと思います。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。再質問いただきました。水力発電というご指摘でございました。あらためて急峻な地形の中で、こうした大きな川があるという意味では、水力も当然可能性としては、潜在的な可能性は持っていると思っておりますし、現実には中国電力さん含めてですね、そういった取組みをされておられます。私自身の聞くところでは、逆に言うと、かなりそういったすぐに関係できる所については開発をされているという話も聞いております。一方でその水力発電についても段々、小型化というのは進んでいるようでございまして、そういった新しい機材を用いた小規模の水力発電については、まだまだこれから調査をしていけば、可能性も出てくるのかもしれないという思いがあります。あらためて、こちらのほうは現状でですね、そういった取組みをしたいという事業者さんが具体的に居られるわけじゃないものですから、いくつか町のほうでも昔、調査をされたというふうには聞いておりますけれども、今後そういった事業者が現れたところで、また具体的には議論していくことかなあというふうに感じております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

田島議員。

○田島清議員

エネルギー問題については、いろいろですね、手法を多目的にする必要があるかと思っております。そういう意味で質問させていただきましたが、昨年度のスキーシーズンにおいては暖冬で最大級の雪不足とか、今年の夏は観測史上例を見ない、最高気温の更新が地球規模で観測されています。先日の台風10号においては衛星写真で日本全体が台風の雲の中に飲み込まれるという風な映像が出ておりましたけれども、こちらを見た私どもは非常に恐怖を覚えるものでした。地球温暖化の対策は非常に待ったなしという状況です。また全国各地で起こります大雨による河川の氾濫、これまでの防災体制を根本的に見直す必要に迫られていると思っております。今回の風力発電計画に対していろいろ昨日より、いろいろ回答いただいておりますけれども、これを対応するにあたりましてですね、私の所見を若干述べて、提言

としていきたいと思ひます。このコロナ禍での外出自粛の間、私たちは明るい日常を取り戻すことを心待ちにしてきました。そして世界各国の政府は経済を回復させるための政策を次々と発表しています。でも本当に元通りでいいのでしょうか、私たちはコロナ危機によって、人と人との繋がりに感謝し、自宅での日々の暮らしを豊かにすることの大切さを再発見しました。そして大気汚染が改善したり、海や川が綺麗になって野生動物が戻ってきたというニュースを目にして、自然の力強い回復力に驚きました。こうした変化を一時的なものにせず、自然の回復力を高めながら暮らしや社会を立て直していくにはどうすればいいのでしょうか。日本を含む世界14か国を対象に行われた世論調査によれば、世界の市民の71%が気候変動はコロナ危機と同じくらい深刻な危機だと感じる。65%がアフターコロナの景気回復で、気候変動対策を優先させる政府の行動を支持すると言っています。ヨーロッパを中心にした国々は経済の復興と脱炭素社会への移行を両立させる、グリーンリカバリーこそ大事だと旗印を下ろさず、コロナに向き合おうとしています。日本も大規模な財政出動を行うが、気候危機への意識が十分とはいき切れません。ヨーロッパ各国と日本とは、5年、10年、そして20年経った時に、気候危機対策に歴然とした差がつく。グリーンリカバリーの世界的流れを日本も、しっかりキャッチアップしていく必要がある。グリーンリカバリーは持続可能な経済復興という意味です。経済復興には大きな借金をしてでも財政出動をせざるを得ない、それが今の世界各国の共通戦略です。そこで、それだけの負担をするならば地球温暖化防止に役立つ投資に振り向けようというのがグリーンリカバリーの考えです。現在コロナ禍では世界中で生活様式の変化が起こっています。それは電力エネルギー分野と運輸交通分野での進行が顕著であり、壊滅的な変化と呼ばれるほどで、単なる技術の変化にとどまらず、産業構造や社会の在り方まで根底から変わろうとしています。日本もそうした急速かつ根底からの大展開の必要に迫られていると言われる。最近10年間に電力分野では風力発電と太陽光発電の普及拡大とコストダウンでは、風力発電が160ギガワットから650ギガワット、4倍、コストは7割下がった。太陽光発電に至っては23ギガワットから630ギガワットへ27倍に拡大、コストは9割下がっている。風力発電と太陽光発電はクリーンで無尽蔵で純国産で、しかも安いエネルギー源という認識が変わっている。これまで化石燃料や原発を基軸としていた主流派の行政、企業、政治家等は、10年前は太陽光発電と風力発電はクリーンだが高コストで取るに足らないエネルギーと見ていたが、今は認識が変わった。運輸、交通分野では、今後10年でガソリン車とディーゼル車は世界で1台も売れなくなるというスタンフォード大学の報告もあった。石油産業の大崩壊の可能性があると指摘する。政府にとっても税収や都市計画等、公共政策も根底から見直す必要もあり得る。そして2020年8月19日に中国新聞に記事が載っておりました。「バイオマス発電燃料に森林確保政府検討、再エネの普及促進へ。資源エネルギー庁と林野庁は19日までに再生エネルギーの一つ、木質バイオマス発電の燃料向けに用途を絞った森林を確保する検討に入った。国内で豊富な広葉樹や生育が早い樹木を活用したエネルギーの森として取組みを推進、発電コストの低減が見込まれ、再生エネルギーの普及と林業経営の両立に繋げる考えだ。地球温暖化対策が世界的に広がり、日本政府は二酸化炭素、CO₂をほとんど排出しない、再生エネルギーの導入を加速させる方針を示している。木質バイオマスはバイオマス発電は国産の木を使うことによるエネルギー自給率の向上に加え、災害等の緊急時の電力供給確保の面でも普及への期待がある。」とありました。意見書に、この度の風力発電の意見書にも計画地域は豊かな自然環境にあるとされていますが、筒賀財産区は別として個人所有の山林については、手入れされていない山もたくさんあります。植林された山で管理されていない山は災害に弱いと言われます。同僚議員の質問にもありましたが、自然とは里山があつての自然です。つまり手入れされた山のことであり、里山があることで熊などの野生動物との棲み分けも保たれていました。この風力発電計画を一部地域だけの問題にするのではなく、災害に強い町、自然を考える政策へのきっかけとすることを提言の、提言として、私の質問を次に移りたいと思ひます。質問の2番目です。黒い雨の実態調査について。7月31日、広島地裁は黒い雨による放射線被害の原告の主張を認めた全面勝訴の画期的判決を下した。県及び市は、早速国に対し、控訴断念の要請をするも、国においては控訴の方針で県と市に協議がなされた。県と市は国が指定区域拡大にむけた見直しを約したとして、国に従い、控訴に転じました。以下のことについて質問します。1. 当町の坪野地区は黒い雨指定区域外とされているが、太田川を境に対岸までが指定区域と認定されています。今回の訴訟原告団にも当町から参画されている方々も居られるとおり、黒い雨被災者は多数実在します。町は10年前、広島県と広島市や北広島町等の近隣市町と共に、黒い雨の指定区域見直しの要請を行っている経緯があります。地裁判決をどのように受け止められますか。2. 広島県及び広島市は国との協議で指定区域拡大見直しの検討を約束したとして、控訴に承諾したとの報道ですが、判決以降に指定区域拡大要請団体である安芸太田町に経過説明がありましたか。町からの控訴断念の要請を行っています

か。3.本町には他にも黒い雨被災者が多数居られます。降雨地区の線引き、見直しは科学的根拠の立証作業が容易と思われません。高齢化した被災者にとっては耐え難いものがあります。町としての実態調査を急ぐべきと考えますがどうですか。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

続きまして、黒い雨の関係についてご質問いただきました。地裁判決をどう受け止めるかということでございます。先ほど大江議員のご質問もありましたとおりでございますけれども、あらためて今回の司法判断というのはですね、これまでとは違う、ある意味画期的な判決だというふうに受け止めております。元々、今まさにご指摘あったように坪野と湯来で住む行政区は違いますが、雨がですね、そのまさに太田川の範囲にしたがって降るといふか、それで大雨が降ったかどうかというようなことで決めているその線引きについては、かねがね私も個人的には、それが妥当なのかと思っていただけにですね、今回そういった線引きをあらためて否定をして、被爆者の認定を変えていこうという判決でございましたので、その意味において画期的であり、画期的なものだいうふうに思っておりました。あらためてですね、今回、原告の証言を基に広く被爆者を認定しようという判決でございましたので、それは本当に素晴らしい判決をしていただいたなと受け止めていたところでございました。ただそのうえで控訴断念の要請をされながら、結果的には控訴するという事になったわけでございます。あらためてこの判決以降ですね、国あるいは県、市のほうから経過説明がうちの町のほうにあったということはいまありませんでした。そのうえで町としての控訴断念はしておりません。それは先ほどもお話をしたように、まずは首長という立場からするとですね、被爆者手帳の交付事務を県から事務委任をされているという立場もでございます。またそういう県もまた国から事務委任をされている立場であるにも関わらず、今回控訴された被告であるという立場であるにも関わらず、あえて国に対して控訴断念の要請をされたら、その決断というのは大変重かったのではないかと、私自身は感じておまして、それだけの覚悟を持って示されていること、そのことの重大さを考えますとですね、あえてそれまで、控訴そのものに関わっていなかった我々が出ていくというよりは、むしろそこで国がどう対応されるかということをしっかり見極めさせていただきたいという思いで要請をするには至っておりません。あらためて、特に先ほどもございました訴訟されている方々もだんだん高齢化を迎えておられる中でですね、大変、控訴されたという意味では残念に思っているところでございます。その上で実態調査のお話をいただきました。まずはですね、私共といたしましては国として、そうは言いながらも援護地域拡大に向けてあらためて検証を行っていくという話があったので、まずはそのことをしっかりと見させていただきながら、その点についてのご協力、協力の要請なりあればですね、対応していきたいと思っておりますが、実態調査という意味では、そもそもだんだん記憶も薄れていく、あるいは科学的知見というものもだんだん薄れていく中でございますので、調査というよりはもう既にそれぞれ国、県、あるいは市のほうでもですね、様々なデータや証言は既にとっておられるところでございますので、そういった証言なりを活用することが今の段階ではむしろ重要なのではないかとこのように思っております。あらためて、もちろん県や市のほうからその検証に対するご協力がありましたら、協力の要請があればですね、対応していきたいというふうに思っております。これからそういった意味では県、市、それからあらためて範囲拡大について連携をさせていただいた6市町村さんとも連携を取らせていただきながら取組みを進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

田島議員。

○田島清議員

今、調査については説明がございました。また橋本町長については、国会議員の時に関わっておられるということで、その手腕にこれから期待したいところであります。私もですね、調査をどのようにするかということについては、平和行政という意味においてはですね、折角、こういった訴訟の画期的な勝訴の判決が下ったということでありまして、そういった意味でですね、町民の方にはですね、情報提供なりをしていく必要があるかと思っております。と申しますのも、私の住んでいる殿賀地区においてもですね、黒い雨関係者が少なくなく、救済を一日千秋の思いで待ち望み、判決に涙し、喜びもつかの間、控訴で無念の思いをされています。私の近所でも背中におぶった子どもをですね、降ろしたところ、服が真っ黒になっていたということで、そういった証言を耳にしました。で、そのお母さんについては乳がんで亡くなられて、お子さんも病気で亡くなられたそうでもありますから、具体的な証言というのはま

た聞きでありますけども、そういったものもあります。また地域を回りますと平見谷等でも、平見谷からきこ雲が見えるのかというところなんですけども、黒い雲が上がったのを目にしたという証言も聞いております。また私事ではあります、私の母もですね、戸河内でありますけども、当日、原爆の落ちた当日に農作業で山道を現地に向かう途中で閃光を見た、野山の緑の葉っぱがですね、真っ白になったのを記憶していると。で、日頃から訓練で何かあったらすぐ地面に伏せなさいということで、その時地面に体を伏せたということを経験しているということです。その日については農作業を止めて家に帰ったところまで覚えてるというふうなことも先日聞きました。こういった意味で自分たちの身近にもですね、そういう具体的な証言がいろいろと、この黒い雨訴訟の問題について話が出てくる。で、その原爆が落ちた当時において、しばらくはですね、そういった黒い雨の話とかはしなかった。意図的にしなかったのかどうか分かりません。ですが、先般の原発事故のニュースをテレビで長々と放映しておりました。そのテレビを私もチャンネルで興味がありまして、つけておきますと、母が原爆の画は見たくないと、原発ではないんですね、原爆なんです母にしてみたら。そういった戦後75年と言われますけども、そういった体験者にとっては、まだ戦後は終わってないということでもあります。そういった意味でですね、この黒い雨の問題について、住民に情報共有、再調査とまではいかないにしても、そういった取り組みができないかなということを考えております。もしお考えがあればお聞かせください。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。再質問いただきました。議員のお話をいただきながらですね、黒い雨と言いますか、原爆も含めてこの地域においても実際にそれを見た、あるいは浴びた、そのことによって大変ご苦労された方も、数多く、あらためて居られたというのをですね、感じながらお話を聞かせていただいております。そういった意味でそういった諸々のことについてですね、どういう形で対応することができるのか、今まあ一つお話いただきました情報提供なんかもその一つだと思っております。また議員のご意見もいただきながらですね、引き続き取り組みをさせていただきながらあらためて、今回の訴訟も含めてですね、被爆者の皆さまの救済の道がより広く開かれることを願いながら、我々としてもどういう取り組みができるのかこれから検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○矢立孝彦議長

田島議員。

○田島清議員

はい。続きまして、次の質問に入りたいと思います。町県民税の適正賦課についておたずねします。安芸太田町には住所がなくても住居があれば県民税の均等割りが賦課されると地方税法及び地方条例は明記していますが、過疎高齢化と経済活動の衰退による税減収は右肩下がり、ついに8億円台へと落ち込んでいます。税負担の公平、サービス向上確保に向けた適正課税について以下のとおり質問いたします。1.過去における空き家件数と賦課件数の推移について。2.空き家の把握と課税物件確認漏れはないか。年度内の固定資産税課税物件、空き家等の増、減等の調査の現状。3.防災無線受信機設置の見直し。防災無線受信機設置は住民票があるものを対象としてきましたが、住民票は広島市でも町内の家屋に居住しており、自治会活動などにも協力している者。半面住民票だけで居住事実の無い者等があります。大規模災害、水害が多発する中、これらに対応できる防災行政無線、防災行政システムになるよう、デジタル化への更新に合わせ見直すべきではないかお答えください。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

続きまして、町県民税の適正賦課についてご質問いただきました。過去における空き家件数やあるいは賦課件数の推移、それからそういった空き家の把握、課税物件情報漏れはないか、調査の現状、そういった点については担当課長のほうから、後程ご説明させていただければと思っております。私のほうからはですね、最後ございました防災無線の関係についてお答えをさせていただければと思います。現行の防災行政無線は議員もご指摘いただいたように、基本的には住民基本台帳に登録のある世帯については無償で譲渡をさせていただく、貸与ですね、失礼いたしました。あるいはその他については有償ということで設置をしております。これは今もお話があった、住民票はないんですけども、例えば自治活動に実際、協力していただくとというような方も当然おられるわけですが、そういった方々への受信機の設置というのは、まさに税負担の公平性の観点からですね、一応有償で機械代の

ご負担をいただきながらですね、提供させていただいてというのが現状でございます。まさに税負担の公平性という観点で、そのような取組みをさせていただくとんですが、一方で、そうは言いながらも、現実には防災情報についてですね、提供するべき状況もあろうかと思っております、その意味では今回あの防災行政無線のデジタル化を進めているわけでございますが、デジタル化した場合にですね、スマートフォンのほうで、対応していただいて、そういうなんか防災行政無線の放送内容を確認できるアプリが導入できるということでございます。導入を検討しているというところでございまして、ご希望の方には、通信料については使用者の負担になるんですけども、町内外問わずですね、ご希望の方にはそういったアプリを導入いただいたうえで、町の防災行政無線の内容について確認いただける、そういうこともできるのではないかとこのように考えてるところであります。以上でございます。

○矢立孝彦議長

税務課、沖野課長。

○沖野貴宣税務課長

失礼いたします。地域づくり課で調査した空き家は平成26年度561戸、令和元年度378戸、合計939戸です。このうち、すぐに居宅可能として区分されたのは357戸です。町県民税の家屋式課税は均等割りが課税されるものですが、推移について平成27年度117件、平成28年度98件、平成29年度113件、平成30年度104件、令和元年度121件課税しています。固定資産税の課税物件は1万1,441件で、そのうち住宅は5,173件です。調査の現状ですが、低所得者などの非課税者を除くため、町外の家屋所有者へ調査票を郵送し、住所地での課税状況等を調査していますが、回答率が低く、苦勞しているところです。今後も引き続き、固定資産家屋調査補助員と連絡をとり、家屋の増減や空き家の情報に注意して税収の確保に向けて、適正公正な課税に努めてまいります。以上です。

○矢立孝彦議長

田島議員。

○田島清議員

相当数の空き家が現在あるということでございます。なおその課税漏れ及び、私が心配しますのは、課税漏れもですが、撤去した家屋についても非常に漏れが心配されておまして、持ち主さんが居られなくて課税されるという可能性があるのかなど。実は私も税務課に居ったことがありますので、非常にその苦勞が分かるわけでありまして、税務課に居なかった時にちょうど縦貫道ができる時期に私も倉庫をですね、撤去したのが5年ほど無いのに課税されていたのを覚えておりますので、そういうことのないような対応をお願いしたいと思っております。それから町長のほうから説明もありました、防災無線の件についてであります、防災の観点からということで、貸与をしてもらえたらと思います。で、安全避難とかいうことでのスマートフォン、そういった対応ってというのはできる可能性があるということですので、是非ともこれは取り入れて、アプリの取り入れについては対応していただきたいと思っております。で、ありますが、遭難者と言いますか、行方不明者、そういった部分においては若干不安な部分がありまして、突然のゲリラ雷雨、そういったところで普段、地域との交流のある方であればいいわけですけども、そういう方でなくて、畑とかですね、そういう農作業だけに帰られる方等で行方不明になる可能性がなくなかないかなという心配もしております。またですね、現在コロナ禍により、住居の考え方についても、先日来の一般質問の中でも出されておりますように、変化が起こっているのではないかと思います。こうした安芸太田町のような、市内まで高速で最短で30分で出られるいう位置に安芸太田町があると思っておりますけれども、ワーケーションではないですけども、そういった、今後ですね、住民票がどちらにあるかは別にして、そういった家屋、居住の可能性も今後、可能性が多に出てくるのではないかとこのようにも考えております。そうした対応、そういった安芸太田町の姿勢、構えと言いますかですね、そういうものが、今後その家屋を維持してもらって、それが将来的には空き家バンクの登録とかですね、居住可能な住居が残されていくんじゃないかというふうなことも考えております。町長が先日来言われておりますように、このコロナ禍、またはそういった過疎のピンチをチャンスにとこのように考え方で言いますと、こういう大きな空き家も含めた居住の、市内と両方に分けて行き来されておられる方の把握等もですね、今後の政策に活かしていただけたらというふうに思っております。以上なんです、もしお考えがあれば若干聞かせていただけたらと思います。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。再質問いただきました。あらためてまずはですね、町としては今の防災無線の関係で言いますと、むしろそのアプリを使っていただいて、まずは情報伝達できることをさせていただくということ、まずは検討、あるいは準備を進めているところではございますが、あらためて議員ご指摘のこと、踏まえてですね、どういった方法ができるか、また考えてみたいと思っております。元々あの私自身も危機管理室をつくった時に、町民の皆さんの安全もちろんなんですが、それに加えて、これからは来ていただく観光客の皆さんの安全もやはり確保していく必要があるという思いで危機管理室を作らせていただいた経緯もございました。一方でそういう観光客ですとか、あるいは例えばなんというんでしょうか、余暇の時に畑を作りに来られる方とか、そういった方々を現実はどう把握するのかというのは、やはり、なかなか難しい問題もあろうかと思っております。その中で例えば観光ということであればですね、観光スポットに応じた安全対策みたいなことも考えられますが、今言ったように、土日に来て耕作をされてるという方ということになると、やはりなかなか把握が難しいということもあるのかなというように思っております。あらためて、どういう方策がとれるか、これから引き続き考えていきたいと思っております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

田島議員。

○田島清議員

私、最後にですね、1番で風力発電について若干質問いたしましたけども、今の防災無線のデジタル技術もそうですけども、アプリとかそういった便利なものがどんどん開発されております。風力発電についても最近では羽の無い風力発電とか、振動についてはタービンが回るので低周波等はずっと出るんじゃないかというふうに思っておりますけども、10年です、先ほども若干説明しましたけども、10年で技術っていうのはすごく変わっているということが世界的に誇っております。発電量そのものもですね、蓄電池とかですね、そういったところで大きく進歩するところがあると思うんですけども、そういった時代の流れをしっかり掴んでですね、これからの政策に活かしていただきたいというふうに思っております。以上申し述べて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○矢立孝彦議長

以上で、田島議員の一般質問を終わります。しばらく休憩します。5分程度場内換気をいたします。

(休憩 午後 2時18分)

(再開 午後 2時25分)

○矢立孝彦議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。7番 佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

7番議員の佐々木道則でございます。よろしくお願いたします。私も当初の9月定例の質問につきましては、新型コロナウイルス関連、また風力発電計画事業についての質問を考えて、原稿も作ってあったわけですが、この時節柄議員の皆さんの質問も多かろうということで、その質問を変えまして、今回の9月定例会におきましては、長期総合計画について、また町有施設の維持管理についての2議題を通告させていただいております。またこの質問についてもですね、昨日の一般質問において、同僚議員より、同じ質問内容で類似の質問がされとりますので、執行部につきましては、同じ答弁、また同じ質問内容になろうかと思っておりますが、順次おたずねをいたしますので、よろしくお願いをいたします。それではまず、長期総合計画についてでございますが、ご案内のように、町においては、平成27年3月に、これからの新たな10年間における、町づくりの最上位計画となる第二次安芸太田町長期総合計画が策定されました。その中身は第一次安芸太田町長期総合計画や平成23年度安芸太田町未来戦略会議の提言等を基に実施された各施策の点検評価を行い、今後の安芸太田町の目指すべき将来像の実現に向けて取り組むべき諸施策を明らかにされた基本計画であります。計画策定の基本姿勢は、住民参加と住民との協働、前計画の継承、数値目標の設定、財政状況との整合、各分野における基本計画との整合、広域連合の推進、計画実効性の確保、この7つの基本姿勢と共にリーディング施策、重要施策課題の解決に向けて、優先すべき町づくり戦略として、定住促進と人材確保、育成産業の活性化、暮らしやすさの向上、コミュニティの活力向上の4つの指針で第二次安芸太田町長期総合計画が策定され、その中で第二次安芸太田町長期総合計画の前期基本計画5年が令和2年3月をもって終了しとります。橋本町長におかれましては、第二次安芸太田町長期総合計画の前期5年間においては直接事業に携わら

れてはおられません、当時は安芸太田町民として前期の基本計画に対して、いろいろご意見をお持ちだと思えます。そこで、前期の基本計画に取組みに対する事業評価はどのように考えておられますでしょうか。また第二次安芸太田町長期総合計画の後期計画が作成された本年4月より、後期基本計画がスタートしております。町長に就任をされましたのが5月でありますので、後期計画の策定にも完全には携わっておられないと思いますが、前期計画の課題として、考えられることについては、今後、後期基本計画の推進にどのように反映されるのか、まず町長の見解をうかがいます。

○矢立孝彦議長

橋本博明町長。

○橋本博明町長

続きまして、佐々木道則議員より長計、とりわけ長期総合計画の前期計画への評価、あるいは後期基本計画実行に向けてどういう取組みをするのか、そういった点についてご質問をいただいたと思っております。ご指摘のとおり、令和元年度に第二次長期総合計画の前期基本計画が終了いたしました。町としては、この8月にその5年間の取組みについてですね、元々計画策定時にKPI、重要業績評価指標というのを設定をして、そのKPIを評価をする、その評価を基にまたPDCAサイクルを回していくというような取組みで進めておられたということございまして、役場の中で、まさにこの5年間についてのKPIの評価をし、その評価をした結果については、先般、まち・ひと・しごと創生総合戦略会議を開きましてですね、講評も頂いたところでございまして、このKPIの達成状況そのものについては後程担当課長から説明をさせていただければと思うんですが、私自身の評価といたしましては、個別の政策、あるいはKPIについてはですね、達成できてるものもあり、また達成できていないものもあり、それぞれでございましたけれども、特に議員ご指摘の4つの施策、基本施策については、そのKPIを見ておりますと、どうもなかなかKPIとしても達成できていないものが多かったのではないかと。あるいは、私自身も大変重要視している指標と言いますか、目標でもあります、人口減少という観点で言いますと、なかなか目標達成できてない状況、その意味では前計画の結果というのも大変厳しいものがあつたというふうに受け止めております。ただその中でも詳細を見させていただきますとですね、例えば地域商社あきおたを設立をされたということ、あるいはこの夏から運営もさせていただいておりますが、はじまりの家を準備して進めていただいたということ、そういった意味では私自身も重要視している課題について、これから繋がる施策の、施策については、諸々準備もしていただいたところでございますし、さらにもう少し申し上げますと、暮らしやすさの向上という項目については、その中でも割とKPI、達成できてるものも多かったのではないかと思っております。そういう意味では、総じてこの5年間というのはどちらかと、やはりこの町づくりにおける基盤整備という点でですね、次に繋がる準備をしていただいた、その成果が出るにはちょっとまだ時間が短かったということも言えるのではないかなというように思っております。そういった意味では私自身はそもそも長計についてはですね、さすが多くの皆さんも参加をされて長い間時間をかけて議論をしていただいたということで、必要な施策はかなり網羅をされていると、ただ、その優先順位についてはもう少しメリハリをつけるべきではないか、特にこの小さな町においては、全ての施策をですね、同じ力をかけて進めるというのは、なかなか難しいというのは、町民の一人としても感じておりましたので、その優先順位を私なりに提案したいというのがかねての選挙の7つの具体的な項目だったわけございまして、実はその長計の中でも特に優先順位をつけて進めていきたいという思いで言いますと、その私の7つの約束と、それから長計の項目をある意味マッチングと言いますか、させていただいて、優先順位をつけさせていただく、そういう取組みを、実は今役場の中で進めさせていただいております。ある意味それを、町内横断的に全体で議論をするということで、副町長を中心にですね、役場内でプロジェクトチームを作らせていただいたところでございまして、このロードマップと仮に申し上げますが、それ自身は4年間の中でどういう優先順位で進めていくかということも、もちろんそうなんです、短期的には来年度の予算編成における、政府で言うところの骨太の方針みたいな、そういったものを作るということにも繋がってると思っております。あらためてそういったロードマップを作りながら、予算編成あるいは役場の中のリソースの配分の問題、そういったこともですね、あらためて整理をしながらこれから進めていきたいというふうに思っております。もう一つ付け加えますと、この長期総合計画の後期基本計画については、社会状況や環境の変化に合わせて、KPIそのものの見直しですとか、あるいは戦略の見直しというものも、適宜行うようにということも書かれておられますので、そういったことについて、今後検討をさせていただきながら、あらためて最終的にはですね、本町の人口減少に歯止めをかけて、多くの皆さん、地域住

民の皆さんが引き続き地域で生活いただけるような取組みをこれから進めていきたいと思っております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

企画課、二見課長。

○二見重幸企画課課長

企画課のほうからK P I等の具体的な整理をしている内容について、報告させていただきたいと思っております。前期基本計画の5年間の取り組み評価として計画策定時に設定しましたK P I、重要業績評価指標に関しまして、計画期間終了時点の状況を整理をさせていただいております。前期基本計画のリーディング施策であります、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本目標のK P Iの主要なものとして、新規定住者数、それから人口の社会増減を掲げておりました。新規定住者数ですが、平成27から令和元年の累計が目標値が325人に対しまして、実績値は197人ということで目標を大きく下回ったという結果でございます。社会増減に関しましては、令和元年度の単年度で見ませれば、マイナス14人で目標のマイナス3人に近づいているように感じますが、全体のトレンドで見ますと、社会減の傾向は変わっておらず人口維持に向けて移住者に対する住宅支援等の直接支援と共に、子育て、教育、医療、福祉等の施策を充実させると共に、きめ細やかな対応を行うことで、新規移住者の確保と転出の抑制を図る必要があるかと考えております。前期基本計画のリーディング施策、具体的施策に関する45指標ございますが、こちらの状況でございますが、令和元年度終了時点で、45指標のうち目標を達成した指標は11指標でございます。目標値には達しなかったが好転している指標が16指標、計画策定時における現状値より低下した、あるいは現状値そのままの指標が18指標という状況となっております。具体的な例を挙げますと、産業面におきまして、農業部門において認定農業者の経営体数が6経営体から9経営体に増加しております。こちらは広島活力農業事業の取組みの成果であると言えます。林業面におきましては、間伐材搬出量が2,500立米から11,694立米まで増加しております。これはその要因の一つとして、木質バイオマス用のチップ材の搬出が増加したものの要因の一つ挙げられますが、こちらにつきましては事業者の採算性で課題があるというふうにご考えておるところでございます。観光面でございますが、入込み観光客数、観光消費額共に目標に達することはできませんでした。これは豪雨災害でありますとか、暖冬による雪不足等による、天候面で左右される面もございまして、観光消費額の一人当たりの単価が縮小傾向にあるということが大きな課題であるというふうにご考えております。後期基本計画については、昨年度の策定段階で課題解決に向けた取組み方針が掲げられていると考えておりますが、新たな社会的な環境変化として、新型コロナウイルス感染症への対応が求められております。環境変化の中には、都市部の方が山間部のほうへ目を向けているということ等、本町にとって、好機に捉えることができる要素もございまして、現状を踏まえて後期基本計画の施策に優先順位を付けながら、着実に実施していきたいというふうにご考えております。以上です。

○矢立孝彦議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

町長より前期計画のお考えになったこと、また合わせて企画課長より、前期の基本計画に対する終了時点の状況について、詳細にご答弁をいただきました。まず再質問ということになるかとは思いますが、その中で、先ほど来、お話しがありました人口減少について、かなり厳しい結果だったというご答弁があったやにお聞きをいたしました。この今後人口増の施策については、私、6月の定例会の一般質問でお聞きをいたしました、人口維持大作戦に取り組んで人口増に推進されるというか、事業を推進されると思いますが、事業内容についてはお聞きをしておりますが、その事には早急に取り組んでいただきたいというふうに考えております。で、また昨日空き家バンクの問い合わせ件数が8月末で37件あるということの答弁があったと思いますが、令和元年度主要施策の成果に関する調査によりますと、令和元年度においては、借り手希望者が53件に対して、契約成立と言いますか、契約、成約件数が16件、これは率に出す必要も無いかと思いますが、契約成立率で見ますと30%台ということでございます。やはり、先ほど来、K P Iの話がございまして、おそらくこの空き家バンクについてのK P Iは問い合わせ件数で見るとるんじゃないかと、私は思っております。やはり問い合わせ件数の数値でなくですね、いわゆる契約成立件数を、やはりK P Iとして取り入れて、それに向かって実施をしていただきたいと思っておりますし、また契約件数が低いこの状況を分析をされ、人口増に結びつけていただきたいことと、また現在、町で実施をされとります定住促進補助事業の見直し拡充、また新しく補助事業の新設等、お考えがありましたらご答弁お願いをいたします。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。再質問いただきました。ご指摘のように、私自身も、まずはこの人口減少の観点で言いますと、空き家をやはり、空き家と言いますか、住宅をまずは確保しなくちゃいけないと。とりわけ私自身は、私自身の経験も含めてではありますが、定住住宅的なものよりも空き家がたくさんあるわけですので、そういったものを利用して進めるべきであるというふうに思っております。その上で、実は今役場の中でもまさに、率先してまずはそれに取り組むということで、これは地域づくり課が中心になりましてですね、まずはその空き家の等に貸していただくところをまずは確保していかなければならないと。先ほど57分の16というような話もありましたが、現状でもやはり、現状ある空き家の中でもですね、やっぱり、これが良いという形で、良い物件に集中されるわけですね、そういったこともあって、問い合わせは多いんだけど、実際に実現に至るものが少ないということもあろうかと思っております。いずれにしても、たくさん問い合わせはあるんだけど、成就するに至っていないという意味では、その一つはやはり、待ち家バンクにそもそも登録していただいている件数が少ないということがあろうかと思っておりますので、まずは今それを優先的に取り組ませていただいております。具体的には、ですから去年確認をしたものについては、ある程度把握してるんですが、5年前調査したものについてはですね、5年経って、やはりいろいろ経年変化もあるもんですから、今一度それはちょっと見直しをする必要があると。その見直しをしながら、中でも、例えば、即入っていただけそうな物件というのはある意味ピックアップして、そこにはあらためて個別に貸し出しをしていただけないかというお願いをですね、これから順次していきたいと思っております。まずはそういった取組みを進めていくということが一つ、その上で私自身はそのお預かりした物件についても、例えば都会で住まれてる方から見ると、水廻りについては最低限手直しをするような事も必要ではないかと従来言っております、そういう制度をやっぱりつくる必要があるかと思っております。ただ、現状その、そういう制度をつくって、いざじゃあ、その建て直しをするかといったときに、今たちまちご要望いただいているところにはなかなか、間に合うものではないということも含めてですね、まずはどちらかと言うととにかく、空き家バンク、待ち家バンクに登録していただく物件を増やすということで、ちょっと力を挙げておりますが、将来的にというか、それこそ来年度の予算編成とも睨みながらですね、今言った補助事業、従来の3分の1補助、住む人、あるいは貸し出す人を3分の1補助しますよというのとは別に、より町のほうで、むしろ主体的に改築をしていく、従来からの話で言うと、国の補助金なんか活用しながらですね、あらかじめ改修した物件を登録させていただいて、それを貸し出しする、そういった制度もこれから考えていきたいと思っております。また最後、問い合わせ、KPI、待ち家バンクのKPIが問い合わせだったのではないかと、ご指摘いただきました。それはそれで重要な指標とは思いますが、議員ご指摘のように、最終的には成就しなければ、やはり町にとってプラスにならんもんですから、その意味で議員ご指摘のことも踏まえてですね、KPIの見直しについては、今後取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

今、町長より新しい事業も含めてお考えの一端をお聞かせいただいたわけですが、先ほども来、言いましたように、私も6月の一般の定例で、人口大作戦については質問させていただきましたし、その時にも疑問点等も申し上げているつもりでございますので、そういうこともつきましてですね、今後のあれに取り組んでいただきたいということも含めまして、先ほどのご答弁の中にですね、どの施策を優先に進めるためのロードマップ等を現在、今作成をして、副町長を筆頭に作成をするというようなご答弁があったやに思いますが、それをロードマップをもって令和3年度の予算編成、これ、あと3か月、12月中にはおそらく骨格ができるのではないかと思います、そのことについてもですね、いわゆる次年度の予算審議の中を含めてですね、あらためて質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。以上で長計についての質問は終わりたいと思っております。それでは次にですね、質問でございますが、町有施設の維持管理という題にしておりますが、今回は特にですね、個別とは言いませんが、龍姫湖のさと、温井周辺の維持管理と合わせて旧JR路線跡地の管理に絞ってですね、質問をさせていただきたいと思っております。まずは龍姫湖のさと温井周辺施設の管理についてであります、当施設については施設指定管理契約が令和2年をもって終了し、4月以降については新たな指定管理者を公

募し、次の指定管理者が決定するまでは、町直営で管理すると聞いております。そこで質問をいたします。まず1点目でございますが、龍姫湖のさと温井周辺施設の指定管理者の公募状況についてであります。このことについては、昨日同僚議員より同じ内容の質問がありましたので、私の質問と重複する部分もあろうかと思いますが、また再度のご答弁になろうかと思いますが、よろしく願いいたします。まず昨日の答弁で、公募状況については現在まで応募者が無く、今後においても引き続き、年内については町の直営を続け、民営化等を検討する中で、これはちょっと昨日お聞きしたんですが、完全に聞き取れませんでしたので、間違っていましたら申し訳ございませんが、サウンディング型市場調査というのを実施するというような内容のご答弁があったように思います。この調査はどのような内容について調査をされるのか、またこの調査を実施するために新たな、いわゆる費用が発生するのか、その点をお願いします。2点目でございますが、当施設の清掃等を含め、施設の管理維持についてはどのような体制で、町より、どのような支持をされて清掃管理等に対応されているのか、以上2点について答弁を求めます。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして町有施設の維持管理について、特に龍姫湖周辺の施設についてのご質問ございました。公募と言いますか、元々この施設は今年の3月いっぱいまでは指定管理だったわけですが、それ以降はちょっと方針を変えまして、指定管理ではない賃貸物件というような、賃貸物件と言うとおかしいのかもしれませんが、賃料を徴収する形で貸し出すという形で進めるということで方針をちょっと変えまして、それについて、現在公募をかけたところ、手を挙げるところが無かったという状況でございます。その状況、それから施設の維持管理の状況等についてはですね、後ほど担当課長より話をさせていただければと思うんですが、あらためて、本施設、私も関わっていたこともございまして、なんとか活用したいという思いでございます。ただ少し、サウンディングの話もさせてもらいましたけれども、今までのように誰か手を挙げる人が居ないかということで、公募をかけるということもあるのかもしれませんが、少し使い方をやはり町なりにですね、考え方をもって取り組む必要があるのではないかなというふうに私自身は思っております。その一つが例えば、まさにちょうど温井湖、温井ダム周辺の施設であり、温井ダムについては、最近、湖面利用についてかなりご協力をいただいているところでございます。そういう湖面利用と併せて、今の龍姫湖周辺施設を使う工夫がないか、それを一体で、例えば民間のどこかが一体で使っていただくようなことで、さらに温井ダム周辺の魅力を上げて、多くの人に来ていただくような取組みができないかということもあまして、民間の方々のご意見を伺いながら、それがサウンディング調査だと思いますが、進めるということも、やっぱり一方では取り組む必要があろうかというふうに思っております。今少しちょっとお時間はいただくことになるかもしれませんが、龍姫湖周辺、あるいは温井ダム周辺もまた大変、安芸太田町の重要な観光資源の一つだと思っております。一体的に盛り上げていけるような取組みをですね、この施設の維持管理、あるいは有効利用の中でですね、併せて考えていきたいというふうに思っております。詳細はまた担当課長のほうからご説明させていただきます。

○矢立孝彦議長

商工観光課、片山課長。

○片山豊和商工観光課長

はい。当課のほうにいただきました龍姫湖周辺のレストラン辺りの管理状況、公募の状況ということで、補足説明をさせていただきます。募集につきましては今年2月に募集し、手挙げがなかったというのは、答弁のとおりではございますけれども、現在検討しております。昨日も若干説明をさせていただきました。サウンディング型市場調査について、詳細を説明をさせていただきます。まず年内におきましては、町のほうで方針なり、そういった資料を集めてまいります。それから翌1月20日に、こちらは国交省が行うサウンディング型市場調査に参画をし、ダム周辺施設の在り方等も含めて提案をしながら、施設の説明をしながら、民間事業者が当日も参加されますけれども、そちらからの意見なり、新たな質問、提案、そういったものをお受けするようなイメージとなっております。指定管理そのものですが、先ほど町長も申し上げました、手数料をいただく部分も含めてPPPという手法の一部でございます。それから、サウンディングは主としてPFIというような手法をゆうとするものでございまして、いろんな公共施設等の、例えば新築建替え、改修修繕、運営にかかる、総コストの効率化でありますとか、広域管理、他市町であります、例えば道の駅整備における、あるいは庁舎の整備における複合型の

施設にするとか、そういったものをまず設計、検討段階から民間の知恵、あるいは資力そういったものを聞き取りをするというのが主たる目的でございます。町なりに現在考えております龍姫湖施設、それ以外もあるかと思えますけれども、そういった材料を、そういった場に提供していくと。年内は先ほど言ったように、その内容を網羅したものをまず作る、そして提案し、国交省が集めますいろんな事業者、公募型にはなりますけれども、そここのところで、これは興味がある、あるいは提案をしたいというようなところについて来ていただき、一緒に同じ会場で話をし、意見交換をするのがまず最初の調査でございます。で、議員ご指摘のありました、費用が、新たな費用が発生するか云々ですが、この調査につきましては、基本的には内閣府もバックでおりまして、国交省と連携し、そういった市町のニーズをまず聞きたいということと合わせまして、今現在現時点で全国で約666事例が実際に、このサウンディング型を採用しております。近場で言いますと広島空港が来年開設する部分につきましては、平成29年度からこういった事業を取り込みながら市場調査もしているということを知りたく思います。そういった、ちょっと大きな話になりますけれども、先ほど町長も申しあげました湖面利用、湖面ではありますが、水面下でいろいろと活動しております。そういったものもですね、温井の周辺地域の在り方と一体的な検討する中でレストランとしての在り方以外の民間の活力、提案型あるいは資金ですね、融資等も内閣府等々もバックあるということも含めた時には、いわゆる融資等の機関も関与してくると、入りやすいというような一体的、相乗的な効果を生みたいということでございます。改修が必要ということであれば、こういったふうによりニューアルするというふうな設計段階も含めてですね、民間からのアイデアをいただきながら、参入者もまた、次の段階で新たなステップ設計、具体的な設計の段階に至るというような段階的な第一ステップとなる予定でございます。それから維持管理の対応についてと、指示等につきましてのご質問でございますけれども、昨日の質問でも若干、答弁させていただきましたが、トイレの清掃、駐車場の草刈り作業につきましては、地域の社会福祉協議会等のクローバータウンの方に作業委託しておりまして、トイレ等につきましては週2回の清掃、点検ということで指示をしておりますし、コロナがあってからは消毒液等の補充等も手掛けていただいているところです。で、芝生広場等につきましては、昨日も含めて当課のほうで直営で草刈りをし、それ以外の周辺の広場はシルバー人材センターのほうに委託をしております。主だっちはイベント前に草刈りをする、年2回の内ですね、いうことで龍姫湖まつりを2回目は想定しりましたが、若干イベントが中止ということもあって、時期を見合わせているところもでございます。一方、通行住民から通報があります、通報と言うか、意見をいただくのは自販機の周りがちょっと汚いという意見もあります、ここは納入業者のほうに適宜連絡をして、ゴミの回収、空き缶の回収も含めてお願いをしてるところでございます。当課としては以上でございます。

○矢立孝彦議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

ただいま、ご答弁をいただいたわけですが、いわゆる清掃管理については、トイレ、草刈りについては民間に委託をされて実施をされるところということでございますが、橋本町長、最近この施設の付近に赴かれたことでしょうか。私、本年8月の終わりにですね、町民の方からお電話をいただきまして、龍姫湖のさと温井周辺施設の管理はどうなっているのかというお電話をいただきましたので、現地へ赴きました。現地に行きましたところ、レストランの周辺は草が繁茂し、以前に除草された草がビニール袋に入れたまま積み上げられており、駐車場には空き缶、たばこの吸い殻等が散乱をしておりました。拾えるものは集めて、私、ちょっと自販機のほうまでやったんですが、先ほど答弁がありましたように、一週間後の9月6日にあらためて、現地へ赴きましたところ、先ほどのビニール袋の草については処分をされ取りましたし、またありましたように、トイレの清掃については綺麗に清掃が行き届いておりました。ただ、まだまだレストラン周辺の草刈り、また御存知かとは思いますが場内にありますバラ公園、いわゆるレストランの湖面側でございますが、バラ公園というのがあるんですがそこも草が繁茂して、一部は獣害による掘り起し、おそらくイノシシじゃないかと思うんですが、掘り起しがあったりですね、管理状況が不十分であり、現在ですね、いわゆるレストラン付近を見ると、私は寂しくなります。町において、直営を管理するのであれば、必要であれば予算を付けてでも、もう少し管理を十分にしてほしいと考えますが、このことについてはどのようにお考えでおられるのか、再質問いたします。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

再質問いただきました。私自身も8月の末ぐらいではなかったかと思えます。実際に現地に赴かせていただきましてですね、状況を見まして、その時には議員ご指摘のあった草刈りの草がまとまった袋もまだ残っておりました。ただ、一方でトイレそのものは、そこまで汚いとは思わなかったんですが、ジュース、自販機の周りについてはゴミが散乱しとる、ゴミもどちらかと言うと食べ残しというよりは、やはり、ビン、缶があふれてるといことで、この夏は、やっぱり相当、コロナの反動もあったのかもかもしれませんが、多くの皆さんにご利用いただいた結果でもあるかなと思ひながらですね、すぐに綺麗にするようにと言いますか、自販機への連絡も含めて対応させていただいた記憶があります。総じて特に指定管理がとれなかったというところについてはですね、やはりこれまでと管理の状況が大きく異なってしまうものですから、議員ご指摘のような町直営ではどうしても不十分な感じをですね、不十分などころがあったと思っております。あらためてそこは反省をさせていただきながら、どういう形でそれをまた進めるのか、場合によっては議員ご指摘のような、きちんと予算をとってしっかり管理をするということも必要ですし、そもそもそうは言いながらも、やっぱりそういったところは対症療法になってしまいますんでですね、我々としては、そういう取り組みも進めながら、やはりできるだけ施設を有効活用していただく、場合によっては、何と言いますか、処分と言いますかですね、そういったことも含めて取り組まなければならないなと思っております。あらためて指定管理施設あるいは指定管理以外の町の公有施設についてもですね、しっかり対応できるように取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

○矢立孝彦議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

やはり温井ダムについてはですね、いわゆる町が誇れる観光地として、発信をしとります。町長も6月定例議会の所信表明で素晴らしい施設だということをお知らせしておりますが、あらためて申しませんが、次の方針が決まりますまで、町営で管理されるのであれば、予算を付けてでも、繰り返しになりますが、予算を付けてでも十分に管理ができるよう、早急に取り組んでいただくことを申し添えておきます。次の案件でございますが、これはちょっと私も一般質問でこのことをやるのはどうなのかなという思いがあったんですが、いわゆる国道186号、加計山崎のJR鉄橋から木坂方面に向けたJR路線跡地についてでございますが、この跡地はいわゆる壁面の、コンクリート壁面の上にありますので、もう現在は山林化しとります。その山林化したことにより、歩道側のコンクリート壁面に、路線跡地より葛葉のつるが、壁面をつたい、国道にある歩道近くまで伸びとります。歩道を歩行される方は、つるを避けて通らなくてはならない状況です。この歩道は、歩道幅も狭く、また学校の通学路ともなっているところでもあり、車の通行も多い所です。他のJR、路線跡地については定期的に除草作業がされている状況を見ますが、この区間については私が実際、そこを除草作業をされたいというのは、見た記憶が無いんですが、いわゆる管理対応はどうされているのか、おたずねをいたします。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして、旧JR路線の跡地と言いますか、除草の話をご指摘いただきました。元々、元々と言うかあの、総括的に申し上げますと、旧JR路線の跡地の除草についてはですね、町担当職員が実際に草刈り等行う場合もあるんですが、総じて3つ方法がございます。取組みがございまして、一つは近隣住民の皆さま、もしくは自治会に除草をお願いして、面積に応じた経費を町のほうでお支払いをするということが一つ。2つ目が町内のシルバー人材センターや、あるいは社会福祉法人のほうに業務委託をして、除草を行っていただく。3つ目がですね、国道や県道等の法面、あるいは作業を行うにあたって、専門的な技術等がやはり、求められる、要は先ほどおっしゃっておられたような狭い場所ですとか、急な所とか専門的な技術等が求められる場所についてはですね、建設会社等に、専門業者のほうにお願いをして業務委託するということがございます。今回ご指摘いただいたところについてはですね、議員ご指摘のとおり、道路全体も復員が狭くてですね、また歩道部分も狭いということもございます。また国道に面した所でもあるので、県が管理をしている場所もあるということですね、境界にちょっと近いものですから、その部分の調整もあるんですけれども、最終的にはですね、まずはその県のほうとしっかり調整をさせていただいた上で当面すぐに、歩行者の皆さんのご迷惑かかっている部分があるものですから、できるところについては、職員のほうで対応させていただき、その上で、残りについては専

門業者に今依頼をかけるというような取組みをしてるところでございまして、引き続き、そういった意味では適切にですね、取組みができるように進めていきたいというように思っております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

今のJRの跡、木坂のところににつきましては、早急に対応されるというようなこととございますので、ここに限らずですね、他のところもですね、類似たところがあるのではないかと、私、あそこは車でしょっちゅう通行しますんで、今まで気が付いとっても見過ごしとったというようなこととございますが、職員の皆さんも何人かは、あそこを通られておりますんで、気が付いておられる方も居られたかもしれませんが、というようなことがありますんで、早急にですね、その処置についてはお願いをして、私の質問は終わります。ありがとうございます。

○矢立孝彦議長

以上で、佐々木道則議員の一般質問を終わります。しばらく休憩します。5分程度場内換気願います。

(休憩 午後 3時13分)

(再開 午後 3時20分)

○矢立孝彦議長

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。11番 中本正廣議員。

○中本正廣議員

最後になりましたけど、もうしばらく辛抱していただきたいと思います。通告しとります質問の内容につきましては、6月定例議会での町長の所信表明についてということで、1、2とだしております。その中で第1問目の質問で、自然を活かした産業振興、特に観光、林業、農業の振興を進めることとされておりますが、それぞれどのようにになりましたか、を詳細でお聞きします、としとります。中身につきましては、6月19日、6月定例議会における所信表明の中で、選挙戦の公約についてと述べられております。始めにこれの4項目を、ちょっとお聞きします。一つ目は特別名勝三段峡、恐羅漢山、深入山、井仁の棚田、筒賀の大銀杏、龍頭峡、温井ダム、吉水園、花の駅公園等、素晴らしい観光資源が揃っております、と言われております。2番目に、産業振興の中で祇園坊柿、棚田米、栃の実、山菜、ヤマメ等、美味しい食材も豊富にありますと言われております。この中で農業の活性化、そして野菜のブランド化、農業の専門職の配置、農産物の収集システムについて、ということも含めて話が入っております。3番目に伝統芸能の神楽も鉄の産地とした栄えた歴史もあります、と述べられております。そして4番目、多種多様な資源に恵まれています、と言われております。このようにと言われておりますが、どのようにするのかの施策の中身がありません。町長は町民の皆さまとは違う視点や考え方で活性化させることが、果たすべき最大の役割と述べられております。この4項目について、町民とは違う視点や考え方をどのようなものかをおうかがいたします。まず最初の質問はそれをお願いいたします。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。まず産業振興についてご質問いただきました。4点ということといただいておったのですけれども、まずは観光の分野ですね、すみません、少し具体的に何をされたのかということも含めてですね、考えておりましたものですから、少しその部分について、お話をさせていただければと思いますが、まずは私自身が自然を活かした産業振興、特に観光、林業、農業の振興を進めることと、ということをおし上げました。観光について、今の三段峡、その他諸々の話をさせていただいたんですが、私としては、むしろ、実は観光にもいろんな切り口ございますので、どういった点から取り組むかという時に、最初に取り上げたのはですね、道の駅の再整備の件について、まずは取り上げさせていただきました。これは元々、道の駅の来夢とごうち、これは設立から25年経っております、かねてから、それこそ、もう何年も前から再整備について議論がされてたんですが、私としては、この道の駅というのはもちろん、戸河内のインターチェンジ周辺の問題ではありますけれども、これを契機に町内全体の観光について考えるきっかけになるんじゃないかなと、あるいは最終的には町づくりそのものも、ここを起点にいろんなことを考えられるのではないかなという思いで取りあげさせていただきました。実際にですね、今も意見交換会という形で話をさせていただいておりますが、道の駅にもたくさんの皆さんに来ていただかな

ければならないんですけれども、私自身はこの道の駅を単にこの道の駅をゴールに来てもらうのではなくって来ていただいた方がさらにそこから、安芸太田町、先ほどお話をいただいたような素晴らしい名勝がたくさんあるものですから、その魅力を知っていただいて、そこに行っていたく、ゴールではなくてむしろ中継点と言いますか、さらに多くの皆さんに安芸太田町内のいろんな名所に行っていただく、その契機になるような道の駅にしたいというお話をさせていただいております。またそういう議論ができれば今度はまさに道の駅に来ていただいたお客さんをそれぞれの地域の皆さん、あるいはそれぞれの観光名所に居られる皆さんが、じゃあそのお客さんをどうやって、自分のとこの近くの観光名所に来てもらうか、そういう議論になっていくのではないかなと思っております。その議論の中で、それぞれの観光名所の魅力をさらにブラッシュアップしていくとか、そういう流れになっていくのではないかなというふうに思っております。現実には、今回町内4カ所で意見交換会をさせていただいて、今の段階で72名の皆さんに、お越しをいただいて議論をいただきました。その中には道の駅そのものについてのご意見もいただきましたし、近くの周辺の施設についてのいろんなご意見もいただいているところがございます。そういったご意見も踏まえて、これから具体的な道の駅の整備計画ということで、検討委員会を立ち上げて議論をさせていただこうと思っております。繰り返しになりますけれども、そうした議論を進めながら、町内全体で観光に対する意識を盛り上げながら、例えば自然を活かした観光ということで言うと、キャンプ等のアウトドア、あるいは森林セラピー、これはもう既に進めていただいているところではございますが、その例えば、新たなルートを設定するといった動き、さらにはカヤックやサップ、これも新たなアクティビティということでございますが、それをさらに広めていく、あるいは場所を増やしていくという動きもこれから出てくるのではないかなと思っております。また、トレッキングやトレイルランといった動きも広がっておりますが、それについてもさらにこの道の駅の議論をきっかけにですね、どう町内全体に広がっていくかということも、これから広がっていきなというように思っております。これ、そういった意味では、もちろん役場自身もしっかり考えていかなければならないんですが、町民の皆さんにもお考えをいただきながら、あるいは実際にそれを実践されている皆さんからもいろんな意見が出てくるような、そういう環境を作りながら、町内全体で観光への議論を高めていきたいというふうに思っておりますし、またそういう議論が出てくる中でですね、では、それぞれの動きについて、どう町が応援をさせていただくのか、そういった議論も出てくると思っておりますし、そのための予算措置をどうするかということも、これから考えていくことになるかなと思っております。また今申し上げた諸々の、特にソフト面と言いますか、今のアクティビティの話ですとか、森林セラピー、さらにアウトドア、そういったソフト面の観光について、応援をさせていただくという意味で重要な役割を果たすのがですね、やはり地域商社あきおおたというふうに思っております。地域商社あきおおたのテコ入れということも大変重要なことだと思っておりますし、こちらは4月にはですね、新しく役場OBに入ってもらいましたけれども、引き続きこれまで同様というか、これまで以上に武藤主幹のほうには、肩書も副理事長という形でですね、経営に参加してもらいながら、あらためて、そういった町内で起こってくる、諸々の議論をしっかりと応援をさせていただける体制を作っていかなければならないと思っております。またもちろん、目先のことで言いますと、コロナウイルス対応のこともございますので、安全、安心おもてなし向上事業ですね、これ補正予算のときにご承認いただきましたけれども、そういう取り組みを進めていくと、もちろんそれぞれの個別の案件について、私なりの新しい風、あるいは新しい取り組みを持って行くということも重要なんですが、今現在私のほうで頑張っておりますのは、どちらかと言うと、町内でまずはそういう観光について、いろんな所で話をさせていただける、そういう環境づくりをまずはさせていただくべきだというふうに思っておりますし、その上で具体的に新たなと言いますか、そういう私なりの提案というのもその議論の中でですね、進めさせていただければなというふうに思っております。また農業のお話もいただきました。6月議会の時に、諸々ご提案いただきましたけれども、率直にですね、私自身も、まずは農業経営者、町内で農業経営をされてる方々のご意見をお伺わさせていただこうということで、4月に何名かの農業経営者に集まらせていただいて、ご意見をいただきました。ちょうどコロナのこともあってですね、皆さん大変経営的に厳しいというご意見もいただき、またそれに向けてはコロナ対策の関係で補助事業なんかも作らせていただきましたけれども、その上で諸々、ほんと率直なご意見もいただいたところでもございまして、難しい課題もあったのですが、その中でもですね、やはり農産物を高く売るための工夫ということについては、皆さん関心も持っておられましたし、その意味で言うと、例えば地域商社あきおおた、あるいは道の駅での産直市あるいは特に米の話もございましたけれども、いろんな地域の産直市の中で、米を直売されてる、そういう形で高く売っておられるような取り組みもあるんだということもお話いただきましたが、そういう役割

というのは、あらためて道の駅、大きいとっております。その今の申しあげました意見交換というのはですね、これから不定期で開催をしながら、これまた次年度の予算編成までに、一つでも二つでも具体的な取組みを作っていくという話で一致をしているところまでございまして、特にその中でですね、今議員からもご指摘あったんですが、作物の集荷への支援、あるいはまた太田川源流域のブランド設立、そういった部分については大変、関心をいただいたところでございますので、その具体化も含めてですね、これからしっかりと議論をしていきたいとっております。また歴史についてのお話もございました。これも今の道の駅の議論の中で、観光だけではありません、あるいは農産物等だけでなく、鉄の歴史も含めた形での町のPRということも当然考えていく、あるいは同じテーマの中の一つとして取り上げていきたいというふうに思っております。あらためて、すみません、ちょっともれてる所もあるかもしれませんが、私としましては、今の現状で言いますと、まずはそういった雰囲気を作らせていただきながら、観光、農業、そういった部分についての振興も合わせて取り組んでいきたいというように考えているところでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

中本議員。

○中本正廣議員

町長、先ほど言いましたように、これは町長が出されとるんだけど、町民の皆さまとは違う視点や考え方で活性化をするって言われたよね、しかし今の答弁では町民の話を聞いてとか言われてる。そして、それを具体化を含め議論をしてと、これじゃあ今の何をどうするかという中身がまったく見えてこんのですね。これはあの前回の一般質問の中でもそうでしたけど、漠然としたそのある程度の夢物語みたいなことの言い回しだけであって、じゃあ、中身はどうするんかと、例えば農業の活性化にしてもそうですね、野菜のブランド化、農業の専門職の配置とか言われてるけど、それはいつ、どうようにするかというの、中身が無い、今訊ねたけど。農産物の収集システムについてもどうようにシステムをやっていくんかと。これは町民の皆さんとは違う視点や考え方というのをはっきり言われとるわけだから、どうようにするかというのを私ら聞きたいわけですね。これを今までの中では結局的には町民の話を聞いて議論して、どう言いますか、拡げていかなければならないと、これは聞いてとっても、何にも中身がないですよ、どういうふうにするかというのを今町民の皆さんとは違う視点や考え方でやると、活性化をさすということと言われとるわけだから、それが果たすべき最大の役割というて今の所信表明の中でも選挙戦の公約についてというように述べられておる。だからこれはどういうふうにやられるんかっていうのが、私はこれ聞きたい。町民もこれは聞きたいと思うんですよ。例えば野菜のブランド化は何をブランド化にして、どういうふうにするのかとか、農業を活性化するにはどういうふうにして活性化さすのか、中身はどうやってやるんかと。専門職は、それは今までありました技手さんとか、農産物の、こうどう言いますか、専門職のぶんを配置するとか、今の専門職の配置と言われてるんだから、いつ配置するか、どこに配置するか、収集システムはどういうふうにして収集していくかと、こういったことは最初に述べられてるんだから、その中身を教えて欲しいんですよ。これは見たように、観光資源が揃っております、美味しい食材も豊富にあります、産地と栄えた歴史もあります、資源に恵まれております、これは誰でも分かることじゃないですか。だから、これをどうするかというのを聞いているわけですよ、それ言われてるんだから。町民とは違う視点とか考え方によってやるって言われてる。もう一度そこのところ聞かせてください。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

大変失礼いたしました。その意味ではいくつか申し上げますと、例えば三段峡、いろんなアクティビティもございませけれども、あらためてそういったカヤック、あるいはサップといった取組みをされておられます。それとは別に、例えば地域によっては沢登りですとか、あるいは何て言うんでしょうか、水の中で、何て言うんでしょうね、水に濡れない格好をしながら、そうやって沢を下っていくといった取組みもあるというふうに聞いております。その意味で三段峡の中で、ある意味、峡内に入って遊ぶということもいろんなところでされておりますので、例えばそういうものを取り組んでいく方法はないのか、あるいは道の駅の話もさせていただきましたけれども、現状の道の駅、どうしても皆さん、例えば今の敷地の範囲内をどうしても考えるものですから、私としては例えばちょうど太田川もあるわけでございますので、太田川も含めた川の駅的な形で、川でも遊べる、そういうことも道の駅の範囲の中に拡げていくべきではないか、さらにもう少し拡げていきますと、例えば中国自動車道の下なんかちょ

うど漕にもなっております。先ほどの三段峡のカヤックやサップも本格的な取り組みとしてはあそこで楽しむのもいいんですが、むしろ来ていただいた人により気軽に遊んでいただくという意味では、その水の駅というのをさらに範囲を広げてですね、川遊びあるいは川でのアクティビティも取り組めるようにするべきではないかといったことも、まあ考えているところであります。あるいはちょっと林業の話はしませんでした、これはまさに私自身は小規模林業、自伐型林業というものをこれから取り組むべきではないかということは、再三お訴えをさせていただいております。これはどちらかと言うと、これまでの既存の林業をやっておられた皆さんからすれば、それでは成り立たないと思われてることでありますし、実際私もそういう批判もいただいは来ましたが、現実には全国的にも広がりを見せている取り組みであり、私はこういうことはしっかりと、この安芸太田町で進めていきたいというふうに思っております。また収集システムでございますが、これは、私自身はどちらかと言いますと、広島電鉄を使って貨客混載の中です、これは前にも申し上げましたが、バスセンターと組み合わせることによって、地域でバスセンターの受け皿のところ野菜の直売所をやりながらというふうに考えておりましたが、この前の意見交換会で、そもそも、安野、修道周辺地域には新規就農者の皆さんがハウスを作って、野菜を作っておられますけれども、その集荷もそれぞれ皆さんがやるのではなくて、町のほうが例えばリードして、全部を集めて、それをまた市場へ持って行くというようなルートがあればさらにありがたいというふうなお話もいただきました。また、野菜のブランド化というのもですね、私自身は太田川ブランドということで話をさせていただいておりますが、この前の意見交換会の中で、さらにそれについてプラスアルファ、安芸太田町については高度差がある地形を活かして、同じ作物を時期をずらして長い時間作れると、そういうものをブランド化して出してもらおうと、さらに高付加価値も付くのではないかというご意見もいただいております。私は私なりに、そういった意味でお話を、アイデアがあったら、そういうお話もさせていただくんですが、それも重要かと思っておりますけれども、一方で町民の皆さんにもその議論にご参加をいただいて、皆さんからアイデアをいただく、そういう環境をつくることもまた重要ではないかという思いで取り組みをさせていただいて、引き続き、その場その場で、具体的な私なりのアイデアをお話をさせていただきながらですね、その意味では議員のご指摘のことも、何て言いますか、とにかく早めにやればよいとは思いますが、やはりどうしても予算要求の問題もありましたら、直ちにできることは、補正予算の対応も含めてお願いをしなければならぬとは思っておりますけれども、私自身としてはそういった議論を積み上げていながら、予算編成をする中で、最終的にはこの4年間で、今申し上げました諸々の課題について実現をしていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○矢立孝彦議長

中本議員。

○中本正廣議員

町長、あのですね、産業振興、今農業の中で一番私が思ってるのは、農業の専門職の配置ということなんです。これはやっぱりね、今町長は、机の上だけか、そこだけしか見てないというように思うんですけど、例えばよその地方の道の駅、あるいは市内のデパ地下、そういったところでね、やっぱり農産物を見るっていうことをやっていただきたいんですよ。そうしないとね、机上の空論みたいな形になるんですよ、今さっき言われたようなことで。だから、今から先一番最初の答弁の中で、道の駅の活性化みたいなことを言われましたよね、これやるのに、道の駅で何が一番大事だと思います。野菜ですよ。皆さんが集まるのはこの地方だったら野菜です。海辺だったら魚ですよ。だからやはり、ここでは何をやらなければいけないかと思ったら、野菜、そうすると農業の専門職の配置っていうのが一番大事になってくるわけですよ。今普通のここの道の駅の中で一番野菜があると思ったらきゅうりがあると思ったら、きゅうりばかり、ナスビがある時はナスビばかりとかそういう状況でしょ、そうでなくて、やはりこれは今、小松菜もそうですけど、小松菜の一番美味しい、今出てるのはこれぐらいの長さですよ、一番美味しいのはこのぐらいですよ、私が思うにはね。だから、その使い方とか、その道を分からないとその食材も今のようなこういった農業の活性化とかブランドとか言っても分からないと思うんですよ。例えば、大根でもニンジンでもそうですけど、大根のこの大きいのを出して一本100円とか120円出すよりは、短い、このぐらいの長さ、葉っぱつきで出すといくらになるかとかね、やっぱり、いろんな考え方、きゅうりでもほんとの長さのきゅうりでなくて、短いこれだけのキュウリを出すとか、やっぱりやり方はいろんなあるわけですよ、それはやはりね、デパ地下とかね、いろんな道の駅を見て回らないと分からないと思う。だから今町長が言ってるのは、ただ理想論みたいなだけのことであって、中身がないわけですよ、聞く中では、私が思うにはね。だから、やっぱりそういっ

たところをやっていたかかないと、実際のこの活性化に繋がるような形はできないというように、私は思う。だから、この町長の所信表明をもう一回見返していただいたら分かりますけど、資源が揃っています、豊富にあります。それから歴史もあります。これだけなんです、中身がないんですよ、どうするかっていうのがね、それには、やはり、その中の専門的なことをやっぱり考えていただかないと。特に町民の皆さんと違う視点、考え方で活性化すると言われてるんですから、そういったところをやはりね、町民の声を聞くのも一番大事ですけど、そういった場所を見るのも、やっぱり見て研究するのも私は大事じゃなかろうかというように思います。だから道の駅を今から再生するには、とにかく専門職の配置というのが大事になってくるんじゃないかなというように思います。この辺のところ、もう一回答弁いただいて終わりたいと思いますけど、ただ、あのもう一つは、自然を活かしたというように言われておりますよね、だから今日までいろいろな意見の中で広島西ウインドファームの件がありましたけど、そういった中でも自然がほんとに壊れるんじゃないかなというのは危惧しております。それともう一つは、その中でも財産区という土地ということになってきますので、十分この辺は協議するべきじゃないかなというのは、この中にはこの自然を生かしたという弁で、ちょっと言わせていただきたいと思います。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

あらためて、いろいろとご示唆をいただきました。ある意味、新しい視点というのは、素人考えになるところも確かにあろうかと思えます。そういう意味では、現場をしっかりと尋ねて歩くということも重要だと思っておりますし、また議員も含めてですね、皆さまからのご意見もいただくということがやっぱり重要かというふうに思っております。野菜の専門職、特に野菜だと思いますが、必要ではないかというふうに思っております。道の駅のことも触れていただきましたけれども、確かに産直市というのは、大きな要素の一つであります。そういったところに同じ野菜ばかりが並ぶというのでは、かえって来ていただいた方も残念な思いになってしまうと。良い産直市というのはいろんな種類のものが並んでいるというふうに聞いたりしますし、私もそれこそ勉強させていただいた中では各農家さんの作っておられる野菜をコンピューター管理をして、いつ頃にどういったものができるかということコントロールしながらですね、出しておられるということも聞いたりします、ただその中で良い野菜を作るという意味においては、議員ご指摘の野菜の指導員と言いますか、専門でやっていただく方というのは、これから必要なことではないかと思っております。必要だという思いです、予算措置も含めて、今後しっかりと検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○矢立孝彦議長

中本議員。

○中本正廣議員

町長、今さっき言ったのは、私の主観ですからね、それが正しいということを行ったわけじゃないですけどね、今のデパ地下とか道の駅とかを見て回るといのはね。それはそれとして聞いていただければというように思っております。それでは2問目の質問に入ります。6月定例議会での所信表明の中でも言われましたけど、新しい風は役場の在り方にも及びますと、役場が変わらなければ、町も変わらないと言われております。どのように、この5月から、町長になられて役場の改革というのをええられたか、その辺ちょっと先にお聞きします。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして、役場の在り方を変えていくということについてのご質問をいただきました。ご指摘のとおりですね、私の所信表明において、役場の在り方、新しい風についてであります。なぜならば、本町のような小さな町では、役場こそが町の指標であり、役場が変わらなければ、町も変わらないという思いで申し上げました。また一方、選挙公約においてもですね、役場の雰囲気刷新する立場、職員にとっても働き甲斐がある、かつ町民に役立つ役場をつくりますということを申し上げました。具体的な取り組みでございますけれども、まず先般、6月の議会にもお話をしました。就任直後にですね、幹部職員及び一般職員に対して訓示を3つ行わせていただきました。一つは挨拶の徹底です。これは来庁された方もそうなんですが、電話での応答も含めてですね、挨拶をとにかく徹底してほしいということが一つ。それから二つ目が、役場内ですね、職員がそれぞれ、自分なりの考え方を持っていて、決着なりを上げて欲しいと、要は上司に対してですね、どちらが良いですかというようなことではなくて、私と

してはこちらが正しいと思っておりますがいかがでしょうかというように、役場の職員自身それぞれが、それぞれの課題についてしっかり考えてほしいという話をしました。三つ目が役場職員もできるだけ外に出て、町民の皆さんと触れ合う機会を持つようにということもお願いしました。これいずれもですね、私なりにまず役場の雰囲気を変えていく重要な一歩だという思いで職員にはお願いをしましたし、自分自身も率先しなければならぬということで、取り組んできたつもりではあります。勿論まだ徹底できていないところもあるかと思いますが、少しずつではありますけれども、役場の雰囲気が変わったというふうに言っただけの方も増えているのではないかと思います。ただあらためて、まだこの取り組みが道半ばでございますので、引き続き私なりに率先して、あるいは先頭に立ってこの国を変えていく取り組みをしていかなければならないと思っています。その具体的な取り組みの一つが地域懇談会の開催であります。私が聞いておりますのは、これまでの地域懇談会というのは、どちらかというとなら役場からの説明が主で、町民のほうからなかなか意見が言える状況でないという話も聞いておりましたので、役場から何う人もできるだけ少なく、またテーマを設けずとにかく、まずは町民の皆さんのご意見やご要望なりを聞くという姿勢で開かせていただきます。現在9会場で開催をさせていただいて、120人以上の皆さんにご参加いただいております。ほんとにいろんなご意見をいただいているところですが、中にはですね、やはりほんとに厳しいご意見もいただいております。例えばこういう懇談会を開かれるんだけど、町に要望を出してもですね、その後なかなか返事が返ってこないという話をいただきます。だからこそ、こういう懇談会は開いてもらっても困るというようなご意見もいただきました。その場面についてはですね、そうは言いながらも懇談会に参加をいただいたものですから、大変ありがたいと思いつつながら、やはり町の雰囲気を変えるという意味でもこうした批判は、私は、やはりいただく場というのは、引き続き作っていかなければならないし、それを乗り越えていかないと町民の皆さんの信用回復はできないという思いで取り組みをさせていただいております。その上でですね、批判いただいたことですが、この地域懇談会でいただいたご要望なりご質問というのは、原則1か月以内には、何らかの形で答えを返すという取り組みも始めとります。これは町としていただいたご要望は、それこそ無視することなくしっかりとお返しをするというのを姿勢として示していかなければならないという思いで、これ大変な、町内でも大変な作業になってると思いますけれども、これは覚悟を持って取り組みをさせていただきとります。そのことによって役場として、まずは町民の皆さんのご要望にしっかりお応えをする、あるいは役に立つということの、何て言うんでしょうか、役に立つということをも身をもって経験していただきたいという事で、これも徹底をさせていただいたとごでございます。また役場の仕事の仕方を変えるという意味でも諸々取り組みをさせていただいております。先ほどの道の駅の議論もその一つでありました。役場の中で議論を終えるのではなく、あるいはしばしば役場というのは物事が決まった後で説明だけがあるといったような声も聞きました。そうではなくて何も決まってない段階から町民の皆さんの声をしっかりと聞きながら取り組む役場を目指していくんだということをお示しをしたいという中でこの道の駅の取り組みを始めさせていただきます。すいません、ちょっと長くなっていますが、8月から副町長に就任していただいておりますが、これも結果としてではありますけれども役場の雰囲気を変える一つの大きな要素になってくるのではないかと思います。県の仕事の仕方を役場職員は見てもらう、あるいはコンプライアンスを根付かせるという意味で私自身も期待をしているところがございます。また役場の縦割りを変えていきたいという思いもあってですね、今2つほどプロジェクトチームを役場内につくらせていただきました。これは一つ、先ほどお話をしたロードマップをつくるチームですね、当然役場全体に関わっていく仕事でございますので、副町長をリーダーに役場全体でこれから長計をどう実現していくか、私なりに提案した公約をどう実現していくのかということも議論しながら、役場全体に思いを浸透させる取り組みでもあります。ただ道の駅についても、ご指導のとおり今企画課だけで対応しとりますけれども、本来であれば産業振興課あるいは商工観光課が取り組んでいく課題が往々にしてあるという意味ではですね、これまで以上に連携して仕事をする体制を作るというふうに取り組ませていただいております。すいません、長くなってあれですけど、最後にですね、私自身もこういう状況の中、役場を大きく変えていこうという中でですね、職員全員としっかりとコンタクトを取りながら仕事をしたいということで、個別面談を今進んでいるところがございます。役場職員全員でございますので、なかなか時間が確保できないんですが、大体1人10分程度だと思います。そこまで言葉を交わすことができないんですが、こういう取り組みも、一度に限らず、年に一度ぐらいはそういう機会を作りながら、私自身が直接職員と意見を交わす機会を作っていきたいというように思っています。すいません、長くなりましたが、諸々この部分については、まず私として取り組まなければならない課題だという思いでいくつか、それぞれ問題がございましたので少しご説明させていただきました。以上でございます。

○矢立孝彦議長

中本議員。

○中本正廣議員

今いろんな聞いた中では、それは大変いいんじゃないかと思います。今回副町長が県から来られたということで、私は一番いつも県に行って感じるのは、県職員の歩くスピードが違うというのが一番感じます。外を歩いてみて。やはりこの役場の中でも職員はそういったところも見習うべきじゃなかろうかなというように思います。またもう一つは職員に対する働き方改革と申しますか、これはどのように考えておられるのかなというのをちょっとお聞きします。役場もそうですけど、町長が一応旗振ろうと、職員が変わらないと、取組みとかいろんなことが変わってこないというのが当然のことだと思います。職員の働き甲斐、あるいはメンタルヘルス、ワークライフバランスとはどうようになっているんだろうとか、心身共に健康なことが、どう言いますか重要であると思いますが、職員に対する取組を今からどのようにされるか、健康でないと、やっぱり町も仕事をして何もできないというのが、例えば今日はしんどいなと言うて、仕事をするのであれば、もう休んでもらったほうがいいぐらい、極端に言いますとね。だから健康であるというのがやっぱり一番だと思うんですよ、そういった取組み、職員に対する働き方改革について、どういうふうに考えておられるかお聞きします。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。あらためて働き方改革の点についてご質問いただきました。私も3か月ほどこの庁舎含めて仕事させていただいておりますが、特にワークライフバランスという意味では、まだまだ取組みとして不十分ではないかというふうには思っております。勿論、時期的な問題もあるかもしれませんが、役場の中ではまだまだ、特定の部署が遅くまで仕事をしてるという実態もあろうかと思っております。その点については、今後、まだ3か月という意味では全体を見たわけではないんですけども、その点についてはしっかり配慮していかなければならないなと思っております。その上で働き甲斐のことについてもお話をいただきました。働き甲斐を確保していくというか、それもまた私に限りません、職場の上司のある意味役割でもないかと思っております。私はそういった意味で今申し上げた件、あるいは町民の皆さんとの関係をとにかく良くしていくということが、ある意味働き甲斐を生んでいくことにも繋がるという思いで取組みをさせていただきました。ここはまあ、引き続き取組みをさせていただきたいというふうに思っております。最後になりますが、メンタルのケアということも、また重要かつ難しい問題であります。そのことについては、それこそ私自身もとにかく職員の皆さんとは、年1回はしっかりと話ができるような環境をこれからも作っていきたいと思っております。職員あるいは職場の幹部職員にも、もちろん、そのことについてはしっかり見てもらわなければならないと思っておりますが、私自身も人任せにせず、そういった部分も配慮しながら取組みをしたいと思っております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

中本議員。

○中本正廣議員

先ほど町長が言われました、役に立つことを身をもってというのがありましたよね、それがやっぱり働き甲斐というのが一番出てくるのではなかろうかというように思います。そういったことを含めて、職員がそういった働き甲斐が持てるような環境づくりというのが一番大事になってくると思う。それとやっぱり心身ともに健康というのが、やっぱり一番大事な事だと思うんです。これは役場の職員ではなく、町民も全部そうなんですよね、だからそういったことになるというのはやっぱり、健康寿命とかそういったことに繋がってくると思う、だからそういったことを含めてですね、町がそういった支援的な事を、やっぱり町民に対するものも含めて考えていくべきでなかろうかというように思っております。健康でないと、健康な答えが出てこないというように思っておりますので、健康に対する問題は職員に対する一番の問題だと思いますので、そういったところは一番考えていただきたいというように思っております。全体的には職員に対する働き方というのが、私はどのように皆さんが持てるようになるのかなというのが一番心配なことです、そういったことを含めてですね、今回こういったことで質問させていただきました。以上で終わります。

○矢立孝彦議長

以上で、中本議員の一般質問を終わります。通告による一般質問は、全部終了しました。これで一般質問を終わります。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

○河野茂事務局長
ご起立願います。一同互礼。

散会 午後4時03分
